

# 伊根町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度 ～ 令和12年度

伊 根 町

# ～ 目 次 ～

1	基本的事項	
(1)	伊根町の概況	1
	・自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
	・過疎の状況	5
	・産業構造・経済的立地特性及び社会経済的発展の方向	6
(2)	人口及び産業の推移と動向	8
(3)	行財政の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	13
	・将来像	13
	・基本的な施策	15
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	18
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	18
(7)	計画期間	19
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	19
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	30
(3)	計画	34
(4)	産業振興促進事項	34
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	計画	35
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	38
(3)	計画	39
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	43
(3)	計画	46
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	50
(3)	計画	52
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
(3)	計画	54

9	教育の振興	
	(1) 現況と問題点	55
	(2) その対策	56
	(3) 計画	57
10	集落の整備	
	(1) 現況と問題点	58
	(2) その対策	58
11	地域文化の振興等	
	(1) 現況と問題点	59
	(2) その対策	59
	(3) 計画	61
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
	(1) 現況と問題点	62
	(2) その対策	62
	(3) 計画	62
	事業計画（令和3年度～令和12年度）	63
	過疎地域持続的発展特別事業	
	(参考資料)	
	事業実施箇所を明示した全体図	72

# 1 基本的事項

## (1) 伊根町の概況

### \* 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (自然的条件)

本町は、京都府の北部、丹後半島の北端（東経 135 度 17 分、北緯 35 度 40 分）に位置し、東部から北部は日本海に面し、南部は宮津市に、西部は京丹後市に接しており、権現山、太鼓山を中心とした山々により境をなしている。

内陸部は、2 級河川筒川を中心として、その流域に小規模集落が点在している。

海岸部は、急峻な山が迫った断崖絶壁となっており、わずかな平地に漁業集落が形成され、それぞれ伊根、新井、泊、浦島、本庄漁港を基地に府下有数の漁業の町を形成している。

地形は、太鼓山（683.1m）をはじめ標高 400m 以上の山々が連なり、急峻な山岳地帯となっている。

地質は、中央部が第 3 紀層におおわれ、東北部には第 3 紀新安山岩が分布し、南部は第 3 紀旧安山岩が、西部には流紋岩もみられる。

気象は、山陰地方特有の裏日本型であり、多雨多湿の特徴を示し、過去 10 年間の平均気温は 15.0℃、雨量は年平均 2,042mm となっている。

また、冬期の積雪深は 0.5m から 1 m である。

図 1-1 「平均気温」

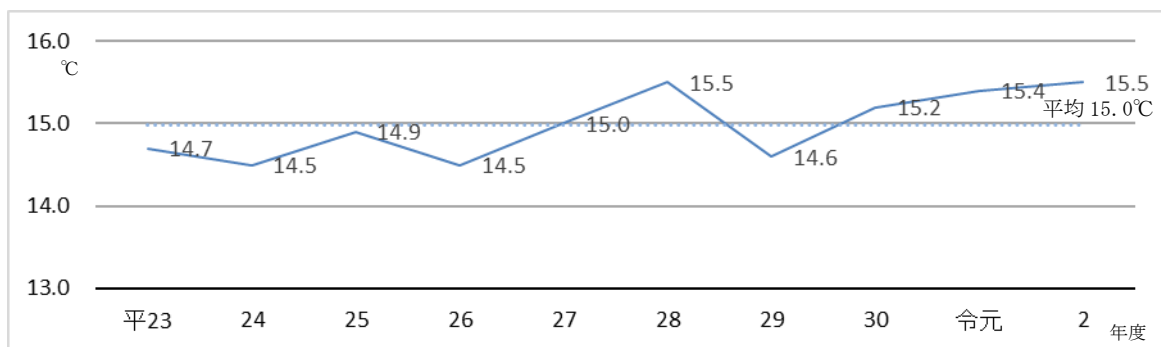


図 1-2 「年間降水量」

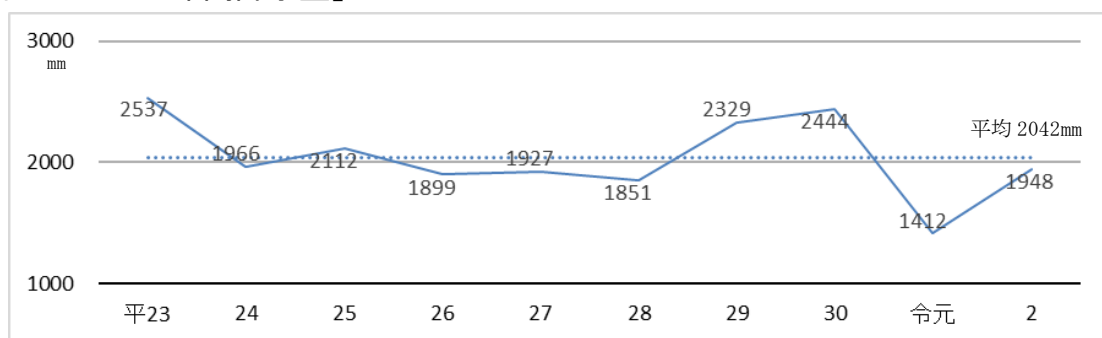


图 1-3 伊根町全图



平成二十三年十一月調製

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平23近使 第20号)

### (歴史的条件)

本町は、物語や伝承に富む町であり、日本書紀には浦嶋子（浦島太郎）伝説の地として記され、新井崎神社には秦の始皇帝の命により不老不死の薬を求めて渡来した徐福がまつられている。

昭和 56 年 9 月、町内で初めて古墳（伊根大浦中尾古墳）が発掘され、古墳時代以前から当地に人々が生活していたことが実証されている。

地名としては、垂仁天皇の皇子稲別尊の「稲」から名付けられたと伝承され、中世には「伊禰」と、江戸時代中期から「伊根」となっている。

海岸部は、漁業を主体として栄え、内陸部は、水稻・養蚕を中心に生活が営まれてきた。

明治 22 年 4 月、町村制の施行により、伊根・朝妻・本庄・筒川の 4 村となり、昭和 29 年 11 月に 4 村が合併し伊根町が誕生した。農林漁業を主体とした本町は、昭和 30 年代以降における国の高度経済成長政策の影響を受け、過疎現象を引き起こし、また、近年の工業社会環境の中で若年層を中心に人口流出が続いている。しかし現在、国内経済の不振が原因し、U・I・J ターン現象も徐々に現れているが、依然として町外流出による人口減少は続いている。

### (社会的条件)

第 1 次産業を基幹産業とする本町は、国の高度経済成長政策の影響を機に若年層を中心とした人口流出が続き、農林漁業は衰退の途にある。人口の過疎化は、町全体の高齢化を招き、65 歳以上の高齢人口比率は、昭和 35 年に 10.0%であったものが、平成 7 年に 31.1%に達し、平成 17 年には 41.0%、平成 27 年には 46.3%と高齢化は著しく進んでいる。

道路交通網は、一般国道 178 号が南北に縦貫しており、これを基に主要地方道・一般府道・町道が繋がり、道路網を形成している。平成 27 年度の京都縦貫自動車道の全線開通により京阪神地域との時間距離は短縮されたが、依然として 2 時間以上を要する条件不利地域である。

長年要望されてきた京都縦貫自動車道の丹波綾部道路や近畿自動車道敦賀線等の整備により、交通体系の軸が確立されたが、関連する一般国道、府道、町道の改良・整備が引き続き強く望まれている。

生活環境整備の一環である下水道については、集合処理区域内の整備が平成 27 年度に完成したため、今後は合併処理浄化槽区域内の整備が求められる。

表 1-1 「道路の状況」

令和3年4月1日現在

道 路 別	実延長 (m)
一般国道 (府管理分)	16,992.0
府 道	22,697.9
主 要 地 方 道	11,294.2
一 般 府 道	11,403.7
町 道	68,523.1
計	108,213.0

資料 地域整備課

## (経済的条件)

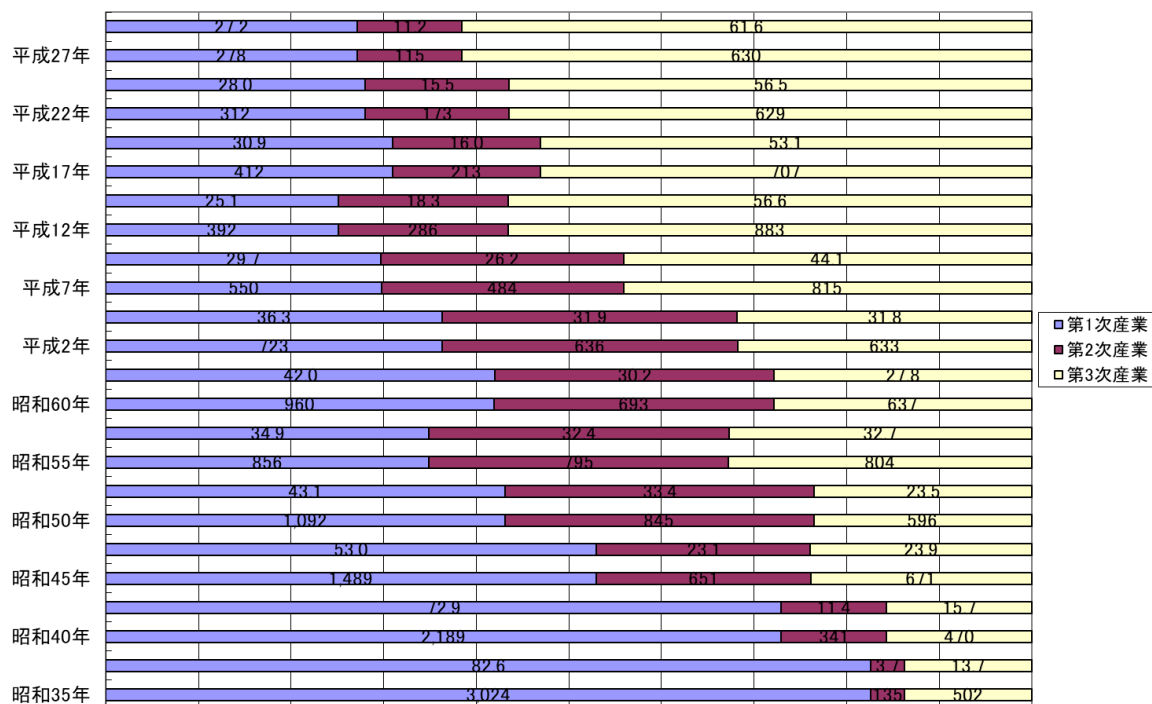
本町の産業は、農林漁業を主体とした第1次産業と機業の導入により町内の経済が発展、維持されてきたが、その間、海水浴客及び釣客を対象とした民宿経営、企業への就労等、各世帯では兼業化が著しく進んだ。

しかし、これらは零細な個人経営や小規模企業での就労であり、若年層にとっては魅力に乏しく、町外への流出の原因ともなっている。

また、近年の厳しい社会情勢の中で第1次産業への影響や、町内の就労の場となる企業が依然として少なく、さらに女性の就労の場として栄えてきた機業の不振から、より一層の就労機会の創出が重要な課題となっている。このような経済状況の中で第1次産業、第2次産業から第3次産業への移行が急速に進み、本町の基幹産業である農林水産業の維持、発展が厳しい状況となっている。

図 1-4 産業別就業人口の構成比

各年10月1日現在



資料 国勢調査

**\* 過疎の状況**

**(過疎現象とその原因)**

本町の人口推移は表 1-2 のとおりであり、昭和 35 年の 6,958 人と、平成 27 年 2,110 人を比較すると、実に 69.7%もの人口減少となっており、特に農山村地域である筒川地区の減少が著しい。これを年代別にみると昭和 40 年 16.9% (昭和 35 年比較)、昭和 45 年 17.4% (昭和 40 年比較)、昭和 50 年 10.4% (昭和 45 年比較)、昭和 55 年 6.1% (昭和 50 年比較)、平成 2 年 5.4% (昭和 60 年比較)、平成 7 年 6.3% (平成 2 年比較)、平成 12 年 7.4% (平成 7 年比較) と人口減少率は一旦鈍化傾向にあったが、平成 17 年 12.7% (平成 12 年比較)、平成 22 年 11.3% (平成 17 年比較)、平成 27 年 12.5% (平成 22 年比較) と平成 22 年以降は減少率が増加している。

このような過疎化は、昭和 30 年代以降における国の高度経済成長政策により、第 1 次産業主体の本町においては、その影響が非常に大きいものであったと考えられるが、就業の場の不足と生活充足率の低下など、住民の多様なニーズに対応できない立地条件が一層過疎化の進行をもたらしている。また平成 17 年～平成 27 年における人口減少率の増加は、若年層の流出に歯止めが掛からなかったことに加え、高齢者の自然減少が直接数値に影響しているものと思われ、近年の観光振興施策の成果か若者の I・U・J ターン者が増えてきたものの、今後も人口減少がさらに進行する可能性がある。

表 1-2 「地区別人口の推移」

各年 10 月 1 日現在

	伊 根	朝 妻	本 庄	筒 川	計
昭 和 35 年 (A)	2,092	1,414	1,760	1,692	6,958
昭 和 40 年	1,875	1,147	1,475	1,287	5,784
昭 和 45 年	1,629	949	1,255	946	4,779
昭 和 50 年	1,559	847	1,130	747	4,283
昭 和 55 年	1,492	829	1,082	618	4,021
昭 和 60 年	1,433	812	1,009	538	3,792
平 成 2 年	1,383	779	941	483	3,586
平 成 7 年	1,298	720	871	472	3,361
平 成 12 年	1,216	685	800	411	3,112
平 成 17 年	1,065	593	711	349	2,718
平 成 22 年	953	535	616	306	2,410
平 成 27 年 (B)	841	493	538	238	2,110
減 小 率 (A) - (B) (A)	59.8%	65.1%	69.4%	85.9%	69.7%

資料 国勢調査

### （これまでの対策とその評価）

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法に基づく伊根町過疎地域振興計画（前期計画 45 年度～49 年度、後期計画 50 年度～54 年度）を策定し、過疎地域の対策を進めてきた。

本計画による対策は、本町の基幹産業である農林水産業の基盤整備の立ち遅れを解消し、安定した経済活動を行うための基盤づくりを目指した。

また、交通通信体系の整備においては、町道の計画的な整備により交通条件の改善を図り、各地区においては集会所の整備、有線放送設備、消防・防災施設の整備を行い住民の生活環境整備に努めてきた。

しかしながら、これら対策にもかかわらず過疎化は進行したため、昭和 55 年には過疎地域振興特別措置法により過疎地域振興計画（前期計画 55 年度～59 年度、後期計画 60 年度～平成元年度）を策定、平成 2 年には過疎地域活性化特別措置法により過疎地域活性化計画（前期計画平成 2 年度～6 年度、後期計画平成 7 年度～11 年度）を策定し、また、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域自立促進市町村計画（前期計画平成 12 年度～16 年度、後期計画平成 17 年度～21 年度）を策定し、計画の中心施策として、農林水産業における基盤整備や道路交通網の整備、生活環境の整備を進めてきた結果、産業基盤整備及び社会基盤整備については順調に進捗している。さらには、平成 22 年の法改正により法期限が平成 28 年 3 月末日まで、平成 24 年の法改正により平成 33 年まで延長され、新たな過疎地域自立促進市町村計画（平成 22 年度～平成 27 年度版及び平成 28 年度～平成 32 年度版）を策定し、上記計画内容に加え観光振興施策を推進したことにより観光入込客数と観光消費額の増加など一定の成果が出てきている。

今後の過疎対策においては、農山漁村のもつ資源を活用した新しい産業の創出、起業化等、人口年齢構成の転換を図るための積極的な対策を進め、これまで整備した資本の充実と人口流出に歯止めをかけ自立し、発展できる町づくりに努め、併せて、Society5.0 への対応や、少子・高齢化社会への対応等の積極的な施策展開を行うとともに、若者や女性が働くことのできる就労の場の確保と定住できる環境づくりが今後の課題である。

### \* 産業構造・経済的立地特性及び社会経済的発展の方向

#### （産業構造・経済的立地特性）

本町の産業は、昭和 35 年で第 1 次産業 3,024 人 (82.6%)、第 2 次産業 135 人 (3.7%)、第 3 次産業 502 人 (13.7%) であったが、平成 27 年においては、第 1 次産業 278 人 (27.2%)、第 2 次産業 115 人 (11.2%)、第 3 次産業 630 人 (61.6%) と変化してきた。（注・昭和 35～55 年まではサービス業の内には漁業協同組合自営のまき網・定置網漁業従事者が含まれている。）このことから、高度経済成長の時代に入り、複合的な就業構造に移り変わってきたことがわかる。

近年、本町の主要産業である農業及び漁業は、国際化による輸入の影響を受け、価格の低迷が続いており、本町でも特産品のブランド化等のさまざまな施策を展開しているものの経営は厳しい状況にある。また機業においては、農業、漁業と同様の影響に加え、繊維業界の不況から現在ではほとんど残っていない。

### (社会経済的発展の方向)

今後は、本町の総合計画や京都府総合計画のもとで経済基盤の弱さと地理的条件の不利を克服するため、産業基盤整備の推進、農山漁村の「あるがまま」の姿を都市と農村の交流資源として位置づけ、その資源を活かした新たな交流産業の創出、さらには、高付加価値製品の産出、地場産品を活用した産業の創出など、さまざまな施策を引続き展開し、若者のU・I・Jターンを活性化することで、人口の定着と確保に努め、活力ある地域社会づくりを進める。

表1-3 「産業別就業人口の推移」

各年10月1日現在

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
昭和35年	人	3,024	135	502	3,661
	構成比(%)	82.6	3.7	13.7	100.0
昭和40年	人	2,189	341	470	3,000
	構成比(%)	72.9	11.4	15.7	100.0
昭和45年	人	1,489	651	671	2,811
	構成比(%)	53.0	23.1	23.9	100.0
昭和50年	人	1,092	845	596	2,533
	構成比(%)	43.1	33.4	23.5	100.0
昭和55年	人	856	795	804	2,455
	構成比(%)	34.9	32.4	32.7	100.0
昭和60年	人	960	693	637	2,290
	構成比(%)	42.0	30.2	27.8	100.0
平成2年	人	723	636	633	1,992
	構成比(%)	36.3	31.9	31.8	100.0
平成7年	人	550	484	815	1,849
	構成比(%)	29.7	26.2	44.1	100.0
平成12年	人	392	286	883	1,561
	構成比(%)	25.1	18.3	56.6	100.0
平成17年	人	412	213	707	1,332
	構成比(%)	30.9	16.0	53.1	100.0
平成22年	人	312	173	629	1,114
	構成比(%)	28.0	15.5	56.5	100.0
平成27年	人	278	115	630	1,023
	構成比(%)	27.2	11.2	61.6	100.0

(昭和35年～55年は、漁協自営漁業に従事するものは分類上、第3次産業としている。) 資料 国勢調査

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### (人口の現況と動向)

本町の人口推移は、昭和30年の7,653人をピークに、昭和45年まで急激な減少が続いた。減少率は、平成に入り鈍化した。平成17年には12.7%（過去5年間）、平成27年には12.5%（過去5年間）と再び増加し始めている。この原因として若年層の流出に歯止めが掛からなかったため、高齢者の自然減少が直接数値に影響しているものと思われ、今後も町全体の人口減少が加速度的に増加する可能性がある。

さらに、人口構造の変化として、過疎地域の典型的な高齢化を続け、本町における高齢者比率は平成7年31.1%、平成17年41.0%、平成27年46.3%となっている。

若者層が定住しない環境下では言うまでもなく人口の高齢化が進むことは確実であり、人口の推移と予測から2035年には1,118人となる見込みであるなど、新規産業の創出等就業機会の確保に積極的に努力し、人口の定着と人口構造の転換など産業政策や生活環境面からまちづくりを進めていく必要がある。

表1-4 「人口の推移」

各年10月1日現在（増減率=前回調査対比）

区分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年			昭和60年		
	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率	実数		増減率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
総数	6,958	5,784	△ 16.9	4,779	△ 17.4	4,283	△ 10.4	4,021	△ 6.1	3,792	△ 5.7							
0歳～14歳	2,505	1,808	△ 27.8	1,150	△ 36.4	853	△ 25.8	726	△ 14.9	673	△ 7.3							
15歳～64歳	3,754	3,287	△ 12.4	2,894	△ 12.0	2,676	△ 7.5	2,519	△ 5.9	2,297	△ 8.8							
うち																		
15歳～29歳 (a)	1,081	750	△ 30.6	622	△ 17.1	548	△ 11.9	504	△ 8.0	353	△ 30.0							
65歳以上 (b)	699	689	△ 1.4	735	6.7	754	2.6	776	2.9	822	5.9							
(a)/総数 若年層比率 (%)	15.5	13.0	-	13.0	-	12.8	-	12.5	-	9.3	-							
(b)/総数 高齢者比率 (%)	10.0	11.9	-	15.4	-	17.6	-	19.3	-	21.7	-							

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数		増減率		実数		増減率		実数		増減率	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	3,586	△ 5.4	3,361	△ 6.3	3,112	△ 7.4	2,718	△ 12.7	2,410	△ 11.3	2,110	△ 12.5
0歳～14歳	593	△ 11.9	514	△ 13.3	421	△ 18.1	299	△ 29.0	200	△ 33.1	162	△ 19.0
15歳～64歳	2,071	△ 9.8	1,802	△ 13.0	1,530	△ 15.1	1,305	△ 14.7	1,182	△ 9.4	971	△ 17.9
うち												
15歳～29歳 (a)	353	0.0	314	△ 11.0	297	△ 5.4	233	△ 21.5	229	△ 1.7	171	△ 25.3
65歳以上 (b)	922	12.2	1,045	13.3	1,161	11.1	1,114	△ 4.0	1,028	△ 7.7	977	△ 5.0
(a)/総数 若年層比率 (%)	9.8	-	9.3	-	9.5	-	8.6	-	9.5	-	8.1	-
(b)/総数 高齢者比率 (%)	25.7	-	31.1	-	37.3	-	41.0	-	42.7	-	46.3	-

資料 国勢調査

### (産業の推移と動向)

本町の産業は、農林水産業を中心とした第1次産業を基幹としている。

第2次産業では、機業の導入により就業者数が飛躍的に伸びたが、昭和50年をピークに生糸の一元化輸入や繊維業界の不況の影響もあり、減少が顕著にうかがえる。

就業者の実態を見ると、年々高齢化が進んでおり、特に農業専業従事者の多くは高齢者である。また、漁業においても、近年若干のU・I・Jターンはあるものの、依然として高齢化が進んでいる。機業においては、多くは婦人の労力であり農業、漁業との兼業が続けられてきたが、機業不振が著しく、現在ではほとんど残っていない。

一方、観光業においては、通過型観光から滞在型観光への転換を推進し、道の駅施設の充実や、舟屋民宿の開業支援と食泊分離を推進するための新しい観光拠点の整備により、令和元年の観光入込は35.5万人まで増加した。令和2年現在の町内宿泊施設は35軒あり、収容人員は426人となっている。

今後、これらの主要産業発展のために基盤の整備、生産技術の向上、観光拠点施設の充実・補完と道路網の整備等を進めるとともに、若年層労働力の定着と確保を図るため、就業機会の創出、住環境整備等を進め、快適で住みやすい町づくりが必要である。

表1-5 「産業別人口の動向（国勢調査）」

各年10月1日現在

（増減率＝前回調査対比）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総数	3,661		3,000	△ 18.1	2,811	△ 6.3	2,533	△ 9.9	2,455	△ 3.1	2,290	△ 6.7
第1次産業 就業人口 比率%	3,024 82.6%		2,189 72.9%	△ 27.6	1,489 53.0%	△ 32.0	1,092 43.1%	△ 26.7	856 34.9%	△ 21.6	960 41.9%	12.1
第2次産業 就業人口 比率%	135 3.7%		341 11.4%	152.6	651 23.1%	90.9	845 33.4%	29.8	795 32.4%	△ 5.9	693 30.3%	△ 12.8
第3次産業 就業人口 比率%	502 13.7%		470 15.7%	△ 6.4	671 23.9%	42.8	596 23.5%	△ 11.2	804 32.7%	34.9	637 27.8%	△ 20.8

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %	実数 人	増減率 %
総数	1,992	△ 13.0	1,849	△ 7.2	1,561	△ 15.6	1,332	△ 14.7	1,114	△ 16.4	1,023	△ 8.2
第1次産業 就業人口 比率%	723 36.3%	△ 24.7	550 29.7%	△ 23.9	392 25.1%	△ 28.7	412 30.9%	5.1	312 28.0%	△ 24.3	278 27.2%	△ 10.9
第2次産業 就業人口 比率%	636 31.9%	△ 8.2	484 26.2%	△ 23.9	286 18.3%	△ 40.9	213 16.0%	△ 25.5	173 15.5%	△ 18.8	115 11.2%	△ 33.5
第3次産業 就業人口 比率%	633 31.8%	△ 0.6	815 44.1%	28.8	883 56.6%	8.3	707 53.1%	△ 19.9	629 56.5%	△ 11.0	630 61.6%	0.2

資料 国勢調査

### (3) 行財政の状況

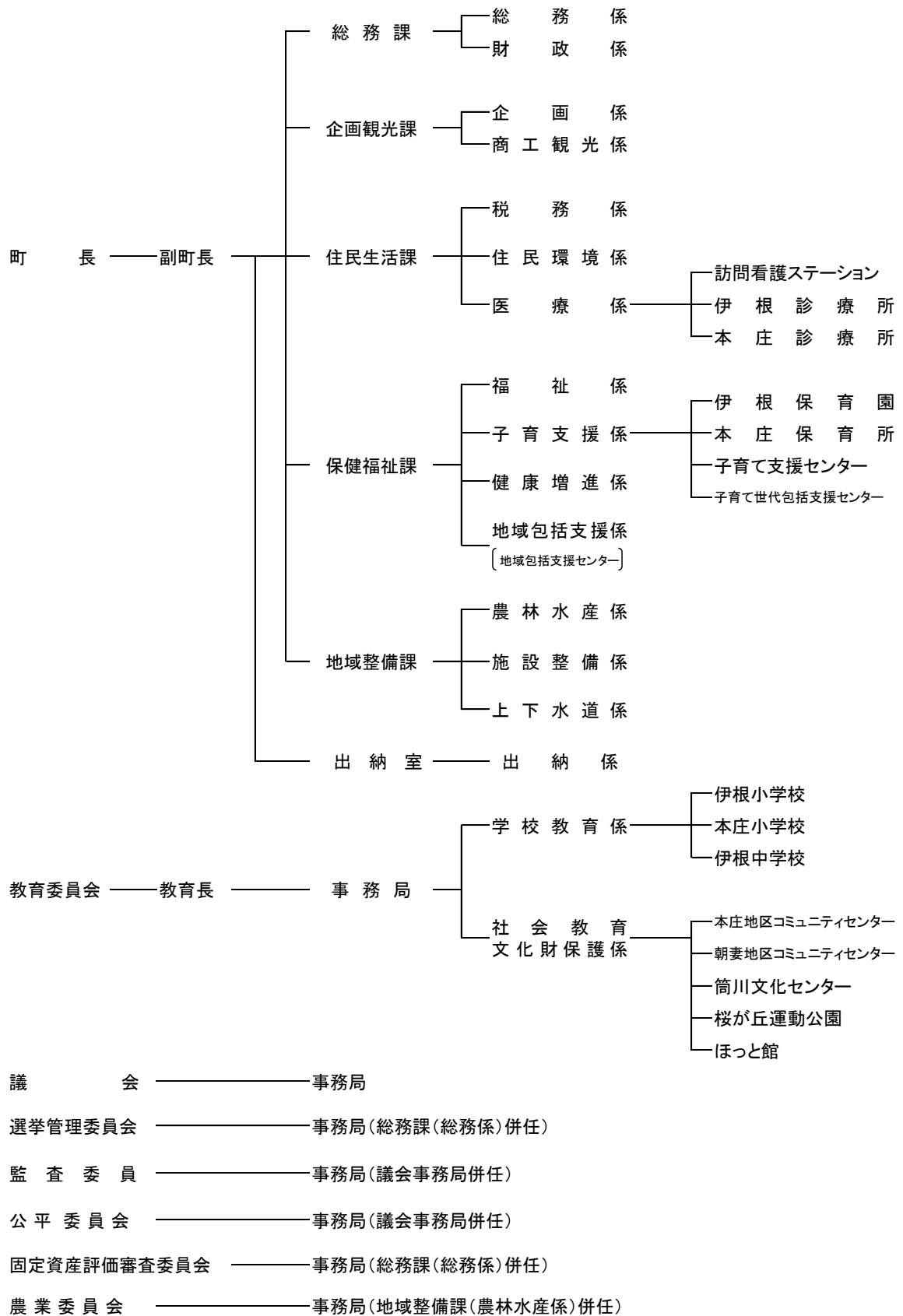
#### \* 行政

本町の行政機構は、図1-5のとおりであるが、多様な行政需要に応えるため、効率的かつ迅速な執行体制と人事管理の徹底、職員研修の充実を図るなど、積極的かつ透明な行政運営に努める。

広域行政の現況は次のとおりである。

- 丹後地区土地開発公社（丹後2市2町）
- 京都地方税機構（京都府と、京都市を除く25市町村）
- 宮津与謝消防組合（宮津市及び与謝郡2町）
- 宮津与謝環境組合（宮津市及び与謝郡2町）
- 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合（14市町村及び1広域連合）
- 京都府市町村職員退職手当組合（18市町村他一部事務組合）
- 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合（19市町村）
- 京都府自治会館管理組合（京都市を除く25市町村）
- 京都府後期高齢者医療広域連合（26市町村）

図 1 - 5 行政機構図



**\* 財政**

本町の令和3年度一般会計当初予算は、29億7,100万円であるが、自主財源はこのうち22.7%の6億7,581万円、依存財源は77.3%の22億9,519万円である。

また、平成30年度から令和2年度の3か年間の平均財政力指数は0.115と極めて低く、自主財源の厳しい状況である。よって、財政の健全化を進め、実効ある行政改革を推進し、過疎を克服するための施策に積極的に取り組む必要がある。

今後は、なお一層計画的かつ効率的な財政運営を推進し、特に義務的経費の削減、投資的経費の財源確保に努める必要がある。

表1-6 「市町村財政の状況」

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,646,015	3,068,300	3,509,978	3,766,619
一般財源	1,861,529	1,950,407	2,050,242	2,374,374
国庫支出金	142,980	389,597	203,883	316,777
都道府県支出金	255,444	308,811	242,500	303,809
地方債	279,600	259,600	858,888	569,142
うち過疎対策事業債	78,800	137,800	755,500	370,900
その他	106,462	159,885	744,971	1,184,646
歳出総額 B	2,543,245	2,927,972	3,323,295	3,460,033
義務的経費	1,167,642	1,013,255	921,419	1,179,904
投資的経費	525,705	727,820	1,064,643	1,066,799
うち普通建設事業	380,698	715,787	1,063,563	814,901
うち過疎対策事業費	93,148	346,787	777,578	446,200
その他	849,898	1,186,897	1,337,233	1,213,330
うち過疎対策事業債（ソフト分）	-	27,234	88,686	93,113
歳入歳出差引額 C (A-B)	102,770	140,328	186,683	306,586
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,236	30,768	54,275	28,189
実質収支 C-D	101,534	109,560	132,408	278,397
財政力指数 (3か年平均)	0.133	0.123	0.113	0.119
実質公債費率	15.7	12.4	7.6	6.5
経常収支比率	98.8	84.8	83.8	95.3
地方債現在高	3,962,399	2,895,314	3,659,375	4,438,166

資料 地方財政状況調査

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### \* 将来像

##### (i) これまでの過疎対策の成果と現在の課題

本町は、美しい海と緑深い山々の自然に囲まれ、農業・漁業・観光業を中心とした産業を営み、また多くの歴史的資源を持つ人口 2,110 人（平成 27 年国勢調査）のまちである。

これまでの過疎対策は、本町の基幹産業である農林漁業の生産基盤施設や生活基盤施設の充実に重点を置いて実施し、これらの基礎的な整備水準はほぼ達成された。

その後は、観光業を中心に本町の持つ資源を活用した経済的対策を実施してきたが、関連産業の創出や地域全体への経済波及効果は大きく現れていない。一方、広域幹線道路交通網の整備は地域経済に及ぼす影響が大きく、京都縦貫自動車道が平成 27 年 7 月に、また、山陰近畿自動車道（与謝野町～京丹後市間）が平成 28 年 10 月に完成するなど、整備が進められているが、依然として若年層を中心に人口減少が続き、人口構造が急速に高齢化へ移行し、産業の停滞など様々な面で地域活力が低下している。

こうした状況の中で、本町の持続的発展に向けた課題を次のように整理する。

- (ア) 先人から受け継がれた景観・文化・伝統、自然豊かな生活環境といった財産を次世代へ引き継ぐための取組み
- (イ) 次代を担う子どもが健やかに育つことのできる環境や子育て世代が安心して生活できる環境を整え、小児期を充実して過ごすことができる仕組みづくり
- (ウ) 農林水産業と観光業を両輪とした第 1 次産業の 6 次産業化及び滞在型観光に伴う町内における町内製品の消費増加による農林漁業者の所得の増大、農林水産業の担い手が本町で暮らしていくための生活基盤の強化
- (エ) 健康づくりや介護予防、在宅医療介護連携や地域福祉の推進による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりと地域包括ケアシステムの構築
- (オ) 生活基盤の確保や生活の質の維持向上、グローバルな情報発信など日常生活だけでなく災害等の非常時にも対応することができる社会インフラと情報インフラの基盤整備

##### (ii) 町の持続的発展の基調

近年、国民の価値観の高度化、多様化、余暇時間の増大、科学技術の高度な発展等から、時代が著しく変化してきた。

一方、伊根町の魅力の根源は、透明な海、清流、緑深い山々、歴史的遺産、伝説などであり、これらと共生して営まれてきた農林漁業を中心とする産業、素朴

な風土であり、都市にはない良さがある。

今後の伊根町のまちづくりは、時代の流れの中で多様化されるものの価値観に合うものや、さらに最高級のを追い求めるのではなく、伊根町に住む人、訪れる人たちが、町の良さをじっくり味わい、リフレッシュできる機会を与え、都市と農山漁村との交流を推進し、町に住む人が本当に愛せる町を目指すことが重要である。

### (iii) 町の将来像

#### ○ 誰もが満足できる町

近年、観光入込客数と観光消費額はともに増加しているが、宿泊客は増えておらず、日帰客が大きく増加している。

今後は、農林水産業と観光産業の連携等による通過型観光から滞在型観光への移行を推進し、滞在時間や消費額を増加させることで町内全体に経済効果を波及させ、伊根町で暮らす人と伊根町を訪れる人のどちらもが満足できる町づくりを進める。

#### ○ 伊根町を起点とした大きな人の輪の構築

進学や就職、結婚等を機に本町を離れた人、親世代や祖父母世代が伊根町出身の人、また、ふるさと納税の寄付者など、本町で暮らしていないけれども、本町と何らかの形で関わり、つながる人々が増えていくことは、地域づくりの新たな担い手を生み出し、地域課題の解決に大きく寄与することが期待できる。

本町に住んでいない人たちにも本町の魅力を伝えるため、各種媒体を通じた情報発信を積極的に行い、各人それぞれの方法で本町につながり、本町を支えてくれる人を増やす取組みを進める。

#### ○ つながりを感じられる町

人口減少や少子高齢化、地域の過疎化が進み社会資源の限られている本町にとって、今あるものを最大限に活用するためには、人とのつながり、地域とのつながり、社会とのつながりなど様々なつながりを活用した相乗効果を図る必要がある。文化伝統・産業・教育・保健福祉医療・行政等の各領域や行政区にとらわれず、個々の取組みをつなげて包括的な取組みとし、全体に良い効果をもたらす、継続性のあるまちづくりを進める。

#### ○ 好循環が生み出す経済的に自律した町

本町では年間 30 万人を超える観光入込客があるが、観光消費額は観光入込客数に比べて伸びておらず、観光関連産業以外への経済効果や地域の活性化へのつながりが課題となっている。今後は、地産地消の促進や、付加価値の高い特産の

開発などにより観光消費額を高めるなど、農林漁業者の所得の向上へとつなげる。所得の向上は就労意欲の向上や従事者の増加、生産物やサービスの質の向上へとつながる。生産物やサービスの質の向上は、観光の入込客数や消費額の増加へとつながり、さらに生産や創作の意欲をもった人が増えるといった好循環が生まれ、地域の活性化が期待できる。

観光を軸に、様々な“ひと”や“もの”がつながり、生産性向上のための投資や新たな特産品の創出、遊休資源の活用、まちの新たな個性の発見など、新たなつながりが新たな循環を生む、地域経済が自律的に好循環していくまちづくりを目指す。

## ○ きらりと光るオンリーワンの“ええまち”

本町には、他に例のない強みである「舟屋群」がある。舟屋群は、水産業を基盤とした漁業集落と地形を活かした景観とで成り立っており、それらは観光資源としてだけではなく、日常生活だからこそその“本物”の強みや個性がある。その強みや個性を活かした施策により、農林水産業を活性化することができれば、本町に更なる付加価値をつけるだけでなく、産業振興や担い手不足の解消などまち全体に良い効果をもたらす可能性がある。

本町の個性を磨き高める“ナンバーワン”ではなく“オンリーワン”のまちづくりを推進する。

## \* 基本的な施策

本町の将来像実現に向けて、その基本的施策を次のとおり定める。

### (i) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

移住・定住・地域間交流については、京都府北部地域連携都市圏推進協議会を中心に、近隣自治体が互いの特徴を生かし、補い合う水平連携を推進する。このため、本町の強みを伸ばし、地域活性化へとつながる可能性のある伊根町につながる人（関係人口）の増加を図る。

人材育成についても、地域間交流や関係人口による外部人材の活用を図るとともに、キーパーソンだけに頼らない、地域が主体的に活動する地域づくりを図る。

### (ii) 産業の振興

産業の振興による安定した雇用と所得の確保は、若年層を含む雇用機会の拡充や高齢者の生きがいの創出により地域の活性化に寄与し、持続可能な地域社会の形成のために必要なものとなっており、所得向上と雇用機会の拡充を推進する。

また、地域の中心産業である水産業、農業の6次産業化を推進し、新たな雇用の場を創出することによる関係人口の確保と産業の活性化を図り、農林水産業従事者の所得向上も目指す。

1次産業においては、生産基盤である農業用施設、林道、漁港施設の老朽化が

進んでおり、公共施設等総合管理計画に基づく各長寿命化計画等により継続的で適正な管理と必要な整備を推進する。また、従事者数の減少による耕作放棄地や荒廃林が広がっており、従事者の確保と育成、農地や森林が持つ広域的機能と農林水産資源の保全を図る。

海岸は、浸食と海岸保全施設の老朽化が進んでおり、国土と自然環境、住民の財産、良好な景観等を保全する観点から、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画により継続的で適正な管理と必要な整備を推進する。

商業については、消費者ニーズに対応するため生活の利便性を考え、販売比率や満足度を高める必要がある。地域生活の向上を図る上で、情報の収集、提供にも重点を置き、顧客サービスの徹底を図り、近代化、協業化を指導し経営の安定を図る。

観光業については、伊根浦の舟屋群を核とした観光振興を継続し、他地域への観光ネットワークや町内全体で連携した観光関連産業の構築と、観光客の受皿の充実を図りながら、通過型観光から滞在型観光への移行を推進し、交流人口の更なる増加を目指す。

### (iii) 地域における情報化

既存の情報・電気通信施設の維持及び5G整備等による高速化を通信事業者へ働きかける。また、ICT等の最新技術に触れる機会の創出や「伊根町ネットワーク回覧板」の定着を図る。さらに、電子申請等の導入により住民の利便性向上及び事務の効率化を進める。

### (iv) 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設は、一般国道178号を中心とした主要地方道、一般府道、町道、農道、林道、漁港関連道等を総合的に体系化し、町管理基盤の適切な利活用を図りながら公共施設等総合管理計画に基づく各長寿命化計画等による適正な管理と必要な整備を推進することにより、安全で持続的な道路網の形成を行う。

また、バス路線については、幹線運行バス路線の維持確保に努めるとともに、同路線への連携と運行の充実に努めるため、町営コミュニティバスの効率的運行を検討し、幹線運行バス路線への連携と公共施設等への移動の手段を確保するため、住民のニーズに柔軟に対応した交通空白地有償運送を検討・実施することで住民の利便性の確保・向上に一層努める。

### (v) 生活環境の整備

生活基盤である上下水道、廃棄物処理、住宅施設等は、公共施設等総合管理計画に基づく各長寿命化計画等により適正な管理と需要等に応じて必要な整備を推進する。また、持続可能な地域社会の形成に向け、他市町との連携も模索しながら効率的で持続的な経営または運営を推進する。

また、町域内の一般行政連絡、災害時における緊急通信体制を充実する伊根町情報配信システムとの連携を図る。

**(vi) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**

子育て世代が安心して生活できるよう、結婚から出産・子育てまで切れ目のない支援の充実を図る。高齢者の知識、経験、技能等を発揮できる場の提供に努めるほか、介護・予防サービスの充実を図る。また、健康に関する正しい知識の普及に努め、予防から治療までの一貫した健康管理体制の構築を図る。

**(vii) 医療の確保**

住民が安心して暮らせる医療体制の充実を目指すため、通院手段の確保をはじめ、診療所のあり方や医師配置の定期的な見直し、診療所の医療器械器具の整備・充実に努め、地域に適した持続可能な医療体制を確保する。また、雇用、外部派遣、委託等により、必要な人材を確保するとともに、医師、看護師等の養成に支援を行う。

京都府立医科大学附属北部医療センター等の医療機関と連携し、24時間365日応急的な処置が受けられる医療体制と救急救命搬送体制を推進する。

**(viii) 教育の振興**

**・教育の振興方針**

情報化、少子高齢化等社会の急激な変化が進む中で、過疎地域の学校教育が他の地域と格差が生じないように、より効果的な教育条件整備と教育水準の維持向上、情報教育、外国語教育の充実などに取り組み、教育効果の高い教育の推進を図る。

さらに、学校、家庭、地域とのつながりが希薄にならないよう、地域学校協働本部、コミュニティスクール等の体制と連携充実を図る。

児童・生徒数の減少が続く中で教育効果を上げることが求められており、学力の向上やたくましく健やかな身体と豊かな人間性を育てるため、すべての児童・生徒に学校、家庭、地域から「包み込まれている」という感覚を育む。

**・学校教育環境の整備**

令和3年3月に教育施設の長寿命化計画を策定し、施設の安心・安全な教育環境を計画的に整備していくこととしている。しかしながら、2小学校は建築後相当年数が経過しており、長寿命化に向けた改修を早期に図ることが重要である。

また、安心・安全な通学路の確保、スクールバスの運行、更新など更なる安全確保を図る。

**・学校ICT環境の整備**

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現に向けた、GIGAスクール構想の実現に向け、令和2年度に児童・生徒の1人1台タブレット端末、高速大容量の通信ネットワークを整備した。継続して、ハードソフト面から、教育ICT環境の整備を推進する。

#### (ix) 集落等の整備

各地域における生活自立度を高めるため、生活環境の整備促進により、各集落において定住できる基礎的要件の充実に努める。

しかしながら、過疎化の進行等により自治機能を保持しえなくなった集落については、地域住民の十分な理解と協力のもとに、集落の再編整備を進めることとする。

#### (x) 地域文化の振興等

地域における文化活動、生涯学習活動、スポーツ活動等のコミュニティ活動の充実を図り、コミュニティセンター等の整備をはじめ各地区の集会施設等の整備に対し支援を行う。

また、幅広い住民の文化活動への参加や地域に残る歴史的資源、文化財等の保存や生活文化を継承するため、地域をあげて社会教育に務める施策に取り組む。

このため、文化財等の調査、収集を進め、伊根町ならではの文化施設の整備を進めるとともに、町の歴史と文化を学習する機会の充実を図り、住民一人ひとりが学習に意欲的に参加できるよう側面的な施策に取り組む。

#### (xi) 再生可能エネルギーの利用の推進

「地場産業の振興」や「新たな産業・雇用の創出」、「モビリティ機能の拡充」などの地域の課題解決に、再生可能エネルギーを活用することで、地域の脱炭素化と持続可能なまちづくりの取り組みを両立させる。

また、再生可能エネルギーによるエネルギーの地域内循環の仕組みを構築し、地域産業の活性化や競争力の強化、地域循環共生圏の構築を図る。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の人口は、町制施行以降減少しており、2035年には1,118人となる見込みである。

本町で暮らす人々の構成にも着目すると、ここ数年U・I・Jターンによる転入者がみられ、現在の人口構成をみると、全人口に対するU・I・Jターンの割合は約2割程度を占めている。

本町の人口構成や将来推計を踏まえ、人口増加を目標として掲げるのではなく、より現実的な目標として現状と比べた「移住者の増加」と「転出者の減少」を目標として設定する。

### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

PDC Aサイクルによる事業見直しを繰り返し行い、地域の持続的発展を目指す。

目標に対する達成状況の評価については、ホームページを活用し広く意見を求め、必要な改善・見直しを図り、計画を推進する。

## (7) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和12年度末までの10年計画とする。計画の具体化については、基本方針に沿って諸情勢の変化に応じて弾力的に対処するものとし、さらに必要とする施策等については、追加及び変更を行うものとする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

伊根町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）では、基本方針として次の事項を掲げている。

本計画についても、総合管理計画の基本的な考え方にに基づき維持管理、集約化、取り壊し等を検討することで、費用の平準化やトータルコストの縮減、計画的な予防保全等の実施による長寿命化等に配慮した計画となり、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進する。

### \* 点検・診断等の実施方針

日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や点検・保守・整備等の業務を行います。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用する。また、耐震診断、劣化診断等、既往の診断があるものは、そのデータを利用します。

### \* 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理および修繕については、故障等の都度対応するのではなく、安全性と経済性を考慮の上で早期段階に予防的な修繕等を行い、機能の保持・回復を図る各施設の長寿命化計画に基づいて計画的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指します。

更新については、まちづくりとの整合性を保ちつつ、公共施設の適正配置や運営の効率化の観点から検討し、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的に実施します。

インフラ施設については、その種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定します。

### \* 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険度が高いと判断された施設または老朽化等により供用廃止された施設で、今後も利用見込みのない施設については、原則として統廃合及び取り壊しの対象とします。

危険度の高い施設であっても、今後も必要な施設については、原則として速や

かに安全確保及び長寿命化対策を実施することとします。その際は、利用率等を踏まえ、周辺施設を集約する等の検討を行います。

#### **\* 耐震化の実施方針**

公共施設の多くは、災害時には避難場所等として活用され、応急活動の拠点となります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、強力に耐震化の促進に取り組む必要があります。

本町では、日常的に不特定多数の利用者がある公共施設について、計画的に進めています。

#### **\* 長寿命化の実施方針**

「点検・診断等の実施方針」に記載のとおり、予防保全型維持管理の実施を徹底することにより、公共施設等の長寿命化を図り、財政負担の抑制と平準化を目指します。

既に策定済みの個別の長寿命化計画については、本計画に準じて継続的に見直しを行い維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じた上で、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定します。

#### **\* 統合や廃止の推進方針**

住民のニーズや社会情勢の変化、今までの利用状況を鑑みて、必要性が認められない施設については、議会や地元との調整を十分に行い、用途廃止・撤去の検討を行います。その際には、類似、重複した機能を有する施設を総合的にとらえ、改築に際しては、周辺類似施設の集約化による機能統合も視野に入れます。

用途廃止や統廃合、集約化による空き施設については、可能な限り用途転用することにより、既存施設の改築費の抑制を図ります。廃止する施設については、速やかに取り壊しを行い、安全面の確保や景観の保全及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。また、有償で売り払いや貸し付けを行う等、財源確保の手段として有効に活用します。

#### **\* 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針**

副町長が中心となり関係部署が連携した推進体制づくりを行います。また、全職員が本計画の内容を理解し、意識を持って取り組むため、研修等を通じて啓発に努めていきます。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

- ・人口減少・少子高齢化による地域の過疎化が進み、地域差はあるが、町内全域で集落が衰退し、なかには存続の危ぶまれる集落がある。
- ・全ての地域が自らの課題を把握し、解決するために活動する地域づくりを進める必要がある。
- ・移住対策は、移住に関する様々な取組や支援により、移住者が増加し、地域活性化につながっている一方、文化風習の違いなど地域住民と移住者の間で戸惑いが生じており、地域で移住者を受入れるための仕組みづくりを進める必要がある。

### (2) その対策

#### \* 主体性のある地域づくり

- ・地域や住民による主体的な地域活動のきっかけづくりのための、意見交換会、研修会等を開催する。
- ・町内外で取り組まれている先進的な事例や成功事例等の情報を発信するなど情報共有を行う。

#### \* 移住支援

- ・各地域で相談窓口や受入れ支援体制の仕組みづくりを推進する。
- ・移住希望者に対して、円滑な相談対応等ができる仕組みや体制の整備を行う。
- ・円滑な移住定住のため、本町での生活体験や地域を知ることができるお試し住宅等の利用促進を行う。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### \* 担い手の育成・確保

- ・生産物価格の低迷と機械設備の高額化、気象等自然環境に経営が左右されるなどのリスク、産業の魅力や認知度が低いことなどから、後継者や新規就業を希望する者が少ない。
- ・担い手の高齢化や離職に伴い、担い手の減少が進んでいる。
- ・担い手の減少は、農林水産業共通の問題であり、これにより荒廃農地、荒廃林地、獣害が増加し、水田の多面的機能、森林の水源涵養や山地災害防止機能の低下が進行している。
- ・空き家、町営住宅のあっせんや空き家改修への助成を行い、町外からの雇用機会の拡充を進めているが、受入れ体制や住居の確保が十分ではない。
- ・新規就業では、機械設備の事前投資に多大な経費が必要な場合があり、就業希望者が事前に具体的な計画を立てておかないと途中で断念し長期的就業に結びつかない。

##### \* 加工・流通販売への取組み

- ・本町の特産物は、知名度が高いものもあるが、生産量が少ない、十分な差別化ができていないなどの問題により、価格の向上につながっていない。
- ・農林水産物は、海外輸入品による値崩れや産地間競争による低価格化、生産コストの増加などの状況の中から、収益を確保しなければならない。
- ・近畿圏都市部から遠隔地であることなど流通に不利な条件があり、販売価格への影響がある。
- ・漁獲量や収穫量に応じ価格は変動するため、加工品化等による流通調整を行うなどの対応を行う必要がある。
- ・生産物を消費者へ直接販売することで高収益につなげる生産者も見られる。
- ・全国的に産地偽装が問題となるなど、食品の安心安全に対する意識が高まっている。
- ・地産地消は、観光業を含む関連産業の振興のほか食育の推進にもつながるため、さらに推進していく必要がある。

##### \* 農業振興

- ・農業基盤は、農村の維持と発展のため必要不可欠なものであるが、基盤施設の老朽化が進んでおり、施設の修繕や改修費が農家の大きな負担となっている。
- ・農業協同組合が広域化され、支店や農機資材の販売店が遠方化したことによる農家負担の増加や、農業者への細やかな指導・支援が充分でない状況が見受けられる。

- ・大量に収穫される農産物の価格向上や生産性が悪い特産物等の生産性向上を図ることが望まれている。
- ・従事者不足や高齢化、所有者の不在等により、農地が放置され荒廃が目立っている。

表3-1 「経営耕地規模別農家数の推移」

各年2月1日現在

	総数	経営耕地規模				
		0.5ha未満	0.5ha～1.0ha未満	1.0ha～1.5ha未満	1.5ha以上	例外農家
昭和50年	690	433	209	40	8	—
昭和55年	633	401	185	40	7	—
昭和60年	573	369	163	31	10	—
平成2年	485	305	132	31	17	—
平成7年	427	273	99	40	15	—
平成12年	367	226	87	35	19	—
平成17年	311	199	69	27	16	—
平成22年	260	165	58	21	16	—
平成27年	217	138	49	13	17	—
令和2年	173	110	40	7	16	—

資料 農林業センサス

表3-2 「農作物類別作付面積の推移」

各年2月1日現在（単位：ha）

区分 年次	水 稲	麦 類	雑 穀	い も 類	豆 類	工 芸 作 物	野 菜 類	施 設 野 菜	花 木 類	種 苗 種 木 類	飼 料 用 作 物	そ の 他 の 作 物	果 樹
昭和45年	339.0	3.0	—	12.0	30.0	—	15.0	—	3.0	14.0	—	—	9.0
昭和50年	250.9	0.3	0.2	6.0	15.7	—	7.6	—	0.8	18.0	0.3	—	9.3
昭和55年	218.7	1.3	1.1	5.0	16.0	—	6.3	—	0.3	21.9	0.8	0.1	—
昭和60年	202.8	3.1	—	4.0	14.0	—	5.3	—	—	15.7	1.0	—	1.0
平成2年	158.5	3.9	1.1	2.2	15.0	—	11.5	—	—	6.1	1.4	1.8	—
平成7年	154.9	—	0.2	2.5	7.5	0.0	3.7	1.1	0.2	—	—	—	—
平成12年	108.0	—	10.0	0.0	4.0	—	2.0	—	—	1.0	—	—	—
平成17年	95.4	—	0.6	0.5	4.0	—	2.4	1.4	—	0.4	—	—	—
平成22年	96.5	—	—	0.2	0.9	—	5.4	3.8	0.2	—	—	0.5	0.1
平成27年	83.0	—	8.7	0.1	0.6	—	4.7	4.2	—	—	0.8	0.9	0.3
令和2年	76.6	—	15.3	—	0.4	—	6.0	5.2	—	—	—	—	—

資料 農林業センサス

### \* 鳥獣害対策の推進

・近年の鳥獣被害の増加は、気候の変化、天敵の減少などのほか様々な理由が考えられるが、耕作放棄地や荒廃林地の増加により人の活動範囲が狭まったことと、放任果樹等のえさが多いこと、効果的な追い払いがなされていないことなども挙げられる。

・ニホンザル・イノシシからの農作物被害や防護柵類の設置管理など耕作者負担の増加に伴い耕作意欲の低下が生じており、深刻な状況となっている。また、ほ場や農道の斜面を掘り起こすなど農業施設にも被害を与えている。

・町全域においてニホンザル・イノシシ・シカが増加しており、集落内に出没するなどの被害範囲が拡大している。また、子どもや高齢者、女性などへの人的被害も危惧される。

・狩猟免許取得者のみ鳥獣を捕獲できるが、近年狩猟者数は横ばいであり、狩猟者の高齢化により将来的に十分な駆除体制が確保できないことが危惧される。

表 3-3 「獣害による被害状況」

各年 12 月 31 日現在

	H28	H29	H30	R1	R2
被害面積 (a)	299	164	433	922	411
被害金額 (千円)	2,952	1,663	2,659	4,034	2,651

資料 地域整備課

表 3-4 「有害鳥獣捕獲従事者数の推移」

各年 12 月 31 日現在 (単位: 人)

	H28	H29	H30	R1	R2
銃 器	8	9	9	9	9
わ な	18	19	18	19	19
合計 (実人数)	19	21	20	21	21

資料 地域整備課

### \* 林業振興

・森林は二酸化炭素の吸収及び固定、土砂の流出防止、水資源涵養など公益的機能を有しており、継続的な保全が必要である。

・林道の老朽化が進んでおり、大規模な修繕や更新に係る費用の増加が見込まれる。

・多くの森林所有者が相続等に伴い所有林の小規模化、共同所有、所有者不明が増加し、所有者の多くが施業に無関心な状況となっている。

・所有者の未管理や林業従事者の不足により、放置された山林が増え、荒廃化が進んでいる。

・森林から供給される河川水が豊かな漁場を維持する上で重要な役割を果たしていることから、漁業者が森林の育樹活動を行っている。

表3-5 「林野の状況」

令和3年3月31日現在(単位:ha)

林野面積	国有林	民 有 林			
		面積	うち公有林	うち人工林	人工林率
5,090	178	4,912	1,541	1,626	33.1

資料 令和2年京都府林業統計

表3-6 「保安林の状況」

令和3年3月31日現在(単位:ha)

保安林面積	水源涵養保安林	土砂崩壊防備保安林	なだれ防止保安林	落石防止保安林	魚つき保安林	土砂流出防備保安林	保健保安林
937	38	9	115	1	118	493	164

資料 令和2年京都府林業統計

## \* 水産業振興

- ・生産力を高めるための施設整備が一定進められてきたが、引き続き漁業団体から整備の要望が挙がっている。
- ・水産基盤の老朽化が進み、維持修繕や更新が必要となっている。
- ・組合が広域化され、きめ細かい漁業者への指導や支援が充分でない状況が見受けられる。
- ・水産物の価格や生産性の向上と後継者の確保が求められている。
- ・水産資源を維持するため、継続的に種苗放流や魚礁設置を行っている。

表3-7 「経営組織別漁業経営体数」

各年11月1日現在

区分	総 数	個人経営	株式会社等	漁業生産組合	共同経営	その他
昭和48年	143	139	3	1	-	-
昭和53年	143	139	3	1	-	-
昭和58年	143	139	3	1	-	-
昭和63年	143	139	3	1	-	-
平成5年	143	139	3	1	-	-
平成10年	143	139	3	1	-	-
平成15年	143	139	3	1	-	-
平成20年	119	115	4	-	-	-
平成25年	105	101	4	-	-	-
平成30年	75	71	4	-	-	-

資料 漁業センサス

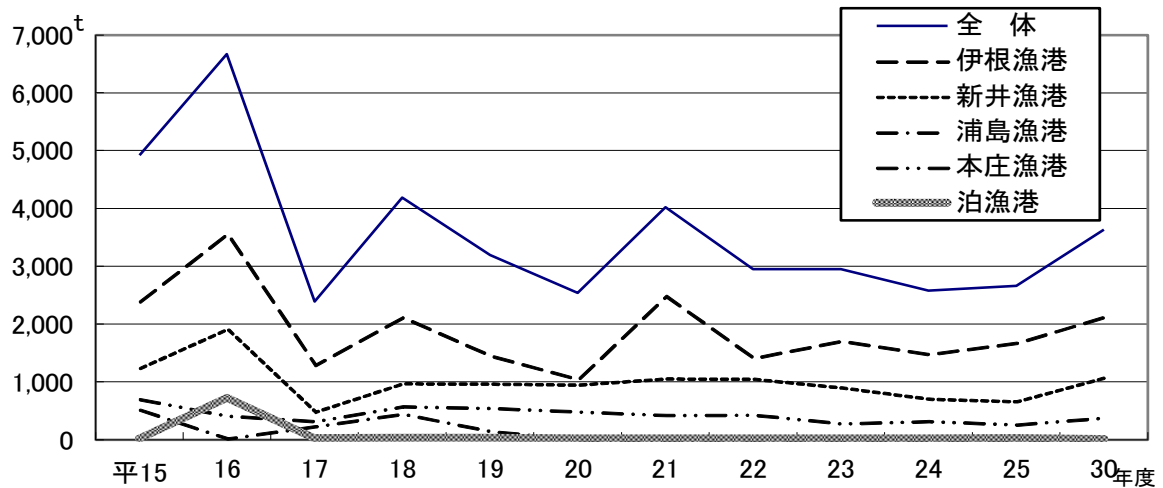
表 3-8 「専・兼業別個人経営体数」

各年 11 月 1 日現在

年次	昭和 48年	昭和 53年	昭和 58年	昭和 63年	平成 5年	平成 10年	平成 15年	平成 20年	平成 25年	平成 30年
総数	150	180	165	204	196	173	139	115	101	71
漁業のみ(専業)	4	7	9	9	14	26	26	53	47	43
漁業が主(兼業)	81	82	89	94	90	59	58	30	28	13
漁業が従(兼業)	65	91	67	101	92	88	55	32	26	15

資料 漁業センサス

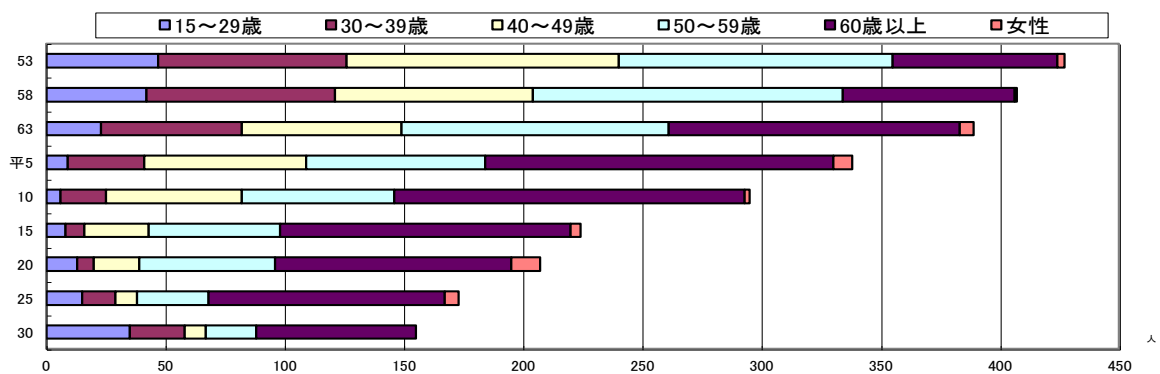
図 3-1 「漁獲高の推移」



資料 地域整備課

図 3-2 「年齢別・性別漁業就業者数」

各年 11 月 1 日現在



資料 漁業センサス

### \* 海岸の保全

本町の海岸線は、総延長 27km、その内訳は漁港区域内 10.4km、農地海岸 0.7km、その他海岸 15.9km となっており、湾曲が多く年々天然護岸や護岸施設基礎部の侵食と護岸施設の老朽化が進行している。

特に全国的に有名な伊根地域の舟屋の基礎部分の侵食が激しく、背後地にある人家への被害、良好な漁村景観の消失のおそれが生じている。

このような現況から、漁港及びその他の海岸の保全と老朽化対策を推進していく必要がある。

表 3-9 「漁港整備の状況」

令和 3 年 4 月 1 日現在

区分 漁港名	防波堤	護岸	道路護岸	突堤	防砂堤	岸壁	導流堤
伊根漁港	280.00 m	2,033.15 m	324.20 m	- m	- m	810.50 m	- m
新井漁港	313.60	31.40	-	-	-	253.80	-
泊漁港	105.00	468.15	-	-	50.00	-	-
浦島漁港	387.00	472.20	-	167.70	-	116.20	86.40
本庄漁港	487.65	583.40	-	13.00	-	452.60	-
計	1,573.25	3,588.30	324.20	180.70	50.00	1,633.10	86.40

区分 漁港名	物揚場	浮棧橋	船揚場	棧橋	泊地	道路	漁具干場
伊根漁港	1,064.60 m	- m	284.50 m	23.40 m	948,900.00 m <sup>2</sup>	848.60 m	2,650.00 m <sup>2</sup>
新井漁港	-	-	130.50	-	12,953.00	80.00	-
泊漁港	50.40	-	128.80	-	10,700.00	17.60	292.00
浦島漁港	46.80	-	77.00	-	25,640.00	44.50	2,553.00
本庄漁港	133.40	-	185.40	-	55,600.00	381.30	1,519.00
計	1,295.20	0.00	806.20	23.40	1,053,793.00	1,372.00	7,014.00

資料 地域整備課

### \* 就業・起業の促進

・高齢者の就業機会が少なく、能力を有しているが就業できないなどの社会的要因がある。

・就職する場合や、家事や育児のために一旦離職した女性などが再就職する場合には、町内に職場が少ないため町外に職を求めることが多い。

### \* 商工業の振興

・企業誘致は、交通の便など立地条件が悪く望めない。

・伊根町の工業の中心となっていた機業も不況や高齢化により衰退し、現段階では機業に替わる工業の進出は見られない。

・小売店が少なく、住民の日常生活需要の消費がほとんど近隣市町に流出している。

・労働力はあるが、求人、求職条件の不一致など、それを活かす場が少ない。

・産業基盤の老朽化が進んでいるため、計画的に修繕や更新を進めていく必要がある。

表3-10 「事業所数、従業員数、商品販売額の推移」

業種	事業所数				従業者数(人)			
	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
卸売業	5	2	2	2	69	32	31	47
小計	5	2	2	2	69	32	31	47
各種商品小売業	0	0	0	2	0	0	0	5
織物衣服身のまわり品小売業	3	1	2	1	4	2	6	5
飲食料品小売業	17	9	10	13	49	24	28	39
自動車・自転車等小売業	4	2	1	1	9	3	2	2
家具建具什器小売業	2				3			
その他小売業	13	19	20	16	41	41	53	44
小計	39	31	33	33	106	70	89	95
合計	44	33	35	35	175	102	120	142

資料 経済センサス基礎調査 (H21、H26)・活動調査 (H24、H28)

#### \* 伊根浦を核とした観光産業の育成・確保

・伊根町全体の観光入込客数は平成5年の38万人をピークに減少し、それ以降は25万人前後で推移し、28年から徐々に増加しはじめ、近年は30万人を超え増加傾向にある。

・伊根浦舟屋群等、魅力的な資源が多数あるが、受入れ体制が充分とは言えないため、観光客の要望に対応できていないが、更なる観光振興を図る余地がある。

・伊根浦での観光による経済効果や地域振興の効果が薄く、伊根浦での効果を高めるとともに、他地域への波及効果を見出す必要がある。

・私有地である舟屋への無断侵入等の観光公害の問題が大きくなり、住民と観光客との共存に向け、対策が必要である。

・公共交通機関に恵まれていない本町にあっては、観光客自身による移動に依存している。

・伊根浦の道路は非常に狭く、歩道も無いため、歩行者にとって危険な状態となっている。

・老朽化した看板など基準に適合していないものについて、撤去や改善等の整備を進めてきたが、依然として手つかずになっているものもあるため、今後も看板などの整理統合が必要である。

#### \* 観光振興

・観光協会が中心となり、観光、宿泊案内、旅行商品の造成・販売、イベント等、交流人口の増大に努めている。

・「海の京都」構想をもとに、京都府、海の京都DMO、北部7市町で協調し推進している。

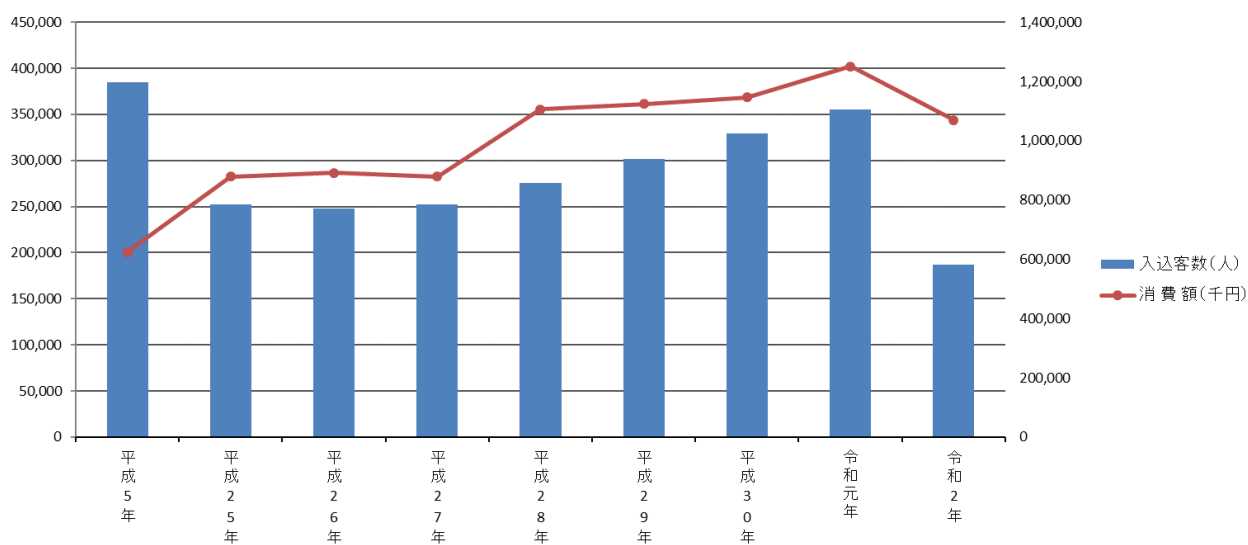
- ・観光施設は、指定管理制度により運営を委託しており、持続的な経営体制の確保が必要となる。
- ・観光施設の老朽化による補修など、維持管理対策が必要となる。

表 3-1-1 「観光入込客数、観光消費額、外国人宿泊客数」

調査年	入込客数(人)	消費額(千円)	外国人宿泊客数(人)
平成5年	385,100	623,469	
平成25年	251,970	879,251	106
平成26年	247,845	891,818	453
平成27年	251,970	879,251	432
平成28年	275,903	1,105,771	340
平成29年	301,436	1,124,285	1,201
平成30年	329,434	1,146,633	2,624
令和元年	355,577	1,251,314	5,835
令和2年	186,838	1,069,712	774

資料 企画観光課

図 3-3 「観光入込客数、観光消費額」



資料 企画観光課

## (2) その対策

### \* 担い手の育成・確保

- ・体験、研修会を実施し、それらを通して魅力ある農林水産業への理解と関心が深まる取組みを進める。
- ・U・I・Jターン者など新規就業希望者に対し、熟練者等からこれまで蓄積した技術等の指導を受けられる仕組みづくりを行うとともに、新規就業時に必要となる経済的支援を行う。
- ・町外の新規就業者が地域に溶け込みやすい仕組みづくりを行うとともに、住民の受入意識の醸成を図る。
- ・機械化や省力化に加え、先端的な技術導入への支援など、労力の軽減と生産性の向上を図る。
- ・地域産業と都市からの観光者等を含む消費者との交流を推進し、地域や特産品などの知名度の向上と関係人口の増加を図り、町外からの就業希望者の増加につなげる。

### \* 加工・流通販売への取組み

- ・農林水産物の高付加価値化及びブランド化は、品質管理の向上、信頼性の確立、ストーリー性や食文化の発信など、徹底した差別化を図ることを推進することにより、知名度と単価の向上を図る。
- ・新たな事業や特産物の創出と地域資源の発掘を促すため、産業間連携への支援を行う。
- ・鮮度維持や輸送等の経費削減、加工品化などの農林水産業者の経営力強化を図る事業を支援し、農林水産物の新しい流通体制を推進する。
- ・農林水産業と消費者との交流事業、余剰生産物や副産物の再利用事業を支援し、食育の推進、生産物の宣伝、未利用資源の活用と生産額の増加を図る。

### \* 農業振興

- ・農業や地域生活に必要な基盤施設の整備、改良と老朽化した施設の修繕を支援する。
- ・農業協同組合に対し共助的役割の増進を促す。
- ・農作業が困難な高齢者、町外の農地所有者などから、農業の担い手を中心に土地を借り受け、農地の集約化を進め効率的な農地の活用を図る。

### \* 鳥獣害対策の推進

- ・鳥獣被害の防止には、住民が有害鳥獣対策に関する知識を身に付けることが必要であるため、研修会の開催や情報提供を行うなど啓発を強化する。
- ・緩衝帯の整備や放任果樹の除去など地域による積極的な予防を推進する。

- ・ニホンザルの組織的な追い払い活動を推進する。また、群れごとの個体数調整捕獲、監視員による群れの行動情報の収集と住民通知を行う。
- ・伊根町鳥獣被害防止計画に基づき、個体数調整捕獲や有害鳥獣捕獲のため継続して捕獲檻の設置を推進する。また、餌付け、見回り、埋設処理などの維持管理体制を確立する。
- ・狩猟免許取得者の増加を推進し駆除体制の継続的な確保を目指すため、新規免許や猟銃の取得等への助成、狩猟参加のための広報活動等を行う。
- ・捕獲鳥獣の食品加工等による資源の有効利用を推進する。

#### **\* 林業振興**

- ・林道施設長寿命化計画等に基づきコストの平準化及び削減を図りながら老朽化対策を行う。
- ・森林の有する公益的機能の発揮と林業従事者の継続的な雇用と増加を図るため、森林整備に必要な活動を支援する。また、地域の森林環境の保全活動を支援する。
- ・森林経営管理権の集約化による適切な森林の経営管理を推進し、森林経営管理事業を実施する。
- ・町有林については、森林経営計画に基づいた林業経営を実施する。

#### **\* 水産業振興**

- ・水産施設の長寿命化計画に基づきコストの平準化及び削減を図りながら老朽化対策を行う。
- ・漁港施設用地利用計画に基づき漁港基盤施設の整備、水産施設整備への支援を行う。
- ・京都府漁業協同組合との連携を密にし、漁業者の育成支援を推進する。
- ・持続可能な漁場の整備のため、種苗放流や魚礁の設置などを支援する。
- ・漁家数の増加と漁家経営の安定を図るため、養殖業等の安定した収益性の高い漁業の育成、複合的水産業経営や漁業の兼業化を推進する。

#### **\* 海岸の保全**

- ・保全の必要な伊根漁港区域の整備を継続して推進する。
- ・長寿命化計画に基づくコストの平準化及び削減を図りながら老朽化対策を行う。

#### **\* 就業・起業の促進**

- ・活動の継続性を確保するため、地域活動などのボランティア活動はその活動が発展していくにつれ、経済活動に繋がるよう視野に入れ検討・指導していく。

・高齢者の就業は、持っている能力や技術を活かせる生きがいがづくりのほか、経済効果も期待でき、シルバー人材センター等での就業を促進するほか、起業などの新規活動等に対して支援を行い、生涯現役で活躍できる場づくりに努める。また女性による起業や、地元企業が取り組む女性の雇用なども同様に支援を行う。

#### **\* 商工業振興**

・伊根町の地域資源である舟屋、自然や文化を活かして交流人口の更なる増加を目指すため、現状を維持しながら新たな起業についても支援する。

・商業は、交流産業とともに地域内事業者間の連携を深め、活力ある商業の仕組みづくりを推進する。

・商工会などが、関係団体等との連携を強化し、経営基盤の強化などを図るための情報提供、人材の育成、伊根ブリ・伊根まぐろなどの食材をはじめとする共同受発注等への支援等を行うとともに、農林水産業と連携し、農産物・水産物の地産地消、安心安全の食品を軸に、体験も絡ませた事業を展開する。

・商工会が行う商工業者の指導や相談など商工振興事業に対し支援する。

・産業基盤の継続的な利用のため、計画的な維持管理と整備を進める。

・伊根町内で生産されている農林水産物を使った特産品開発を支援することにより、6次産業化を推進し、農林漁業従事者の所得向上を図る。

#### **\* 伊根浦を核とした観光産業の育成・確保**

・伊根浦と町内各地を結ぶ観光ネットワークの構築を目指し、商工業や農林漁業と連携した観光メニューの開発を促進する。

・通過型観光から滞在型観光への大幅な転換を図るため、舟屋民宿をはじめとした農林漁業体験民宿業の開業を推進する。

・「舟屋群」と「伊根浦観光」に対する住民の理解と意識醸成を図り、観光客のマナー向上にむけた普及啓発を図る。

・海の京都DMOを中心に、北部7市町の連携とネットワークの強化を図り「観光地域づくり」を支援する。

・サービス水準の向上を図るため、観光関連事業者間の情報共有を行うとともに、「もてなし」の意識向上を目的とした各種講習会等へ参加できるよう支援を行う。

・広報・宣伝効果が充分見込めるイベント等を実施するなど、各団体と協力し効果的かつ効率的な広報・宣伝を実施する。

・多言語に対応できる受入れ体制の充実を図る。

・暮らしの中にある「舟屋」を維持するため、住民や漁業者と連携した観光施策を推進する。

・地域内の交通安全に配慮し、観光客が駐車場に車を置き、自転車や徒歩で散策するなどの手法を用いて既存施設を活用した観光振興を図る。

- ・公衆トイレは散策観光として必要であり、地元の十分な協力を得て設置する。
- ・重伝建選定地区・日本で最も美しい村にふさわしい、景観と自然に配慮したまちづくりを推進する。
- ・景観サポーターによる見回りや普及啓発活動をとおして看板の整理統合を進め、景観保全に対する機運を高めることにより良好な景観形成を推進する。

#### **\* 観光振興**

- ・集客力を高めるとともに効率的な誘客を維持するため、観光協会に対し支援を行う。
- ・地域、産業等と更なる連携を行い、独自のイベント等を行えるよう、観光協会組織の基盤強化を図るため、運営等に関して指導を行いながら拡充を促進する。
- ・町内の商工観光業者等民間事業者が中心となった観光まちづくりの支援を行う。
- ・指定管理者制度により観光施設の更なる魅力の創出に努めていくと共に、効率的な運用を推進する。
- ・集客力を高めるためのPRや事業を行っていくと共に、費用対効果を検証する。
- ・施設の効率的な維持管理を行う。
- ・集客力の増加を図るため、新たな対策を検討する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

(4) 産業振興促進事項

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
産業の振興	(2) 漁港施設	水産基盤ストックマネジメント事業 漁港施設補修更新事業(本庄漁港)	伊根町	
		水産基盤ストックマネジメント事業 漁港施設補修更新事業(伊根漁港)	伊根町	
		海岸保全施設整備事業 伊根漁港 護岸 L=330m	伊根町	
		海岸保全施設機能保全事業 泊漁港 老朽化対策 L=50m	伊根町	
		海岸保全施設機能保全事業 浦島漁港 老朽化対策 L=102.4m	伊根町	
		(9) 観光又はレクリエーション		
		舟屋の里公園リフレッシュ 整備事業	伊根町	
		舟屋の里公園充実整備事業 (日帰り温泉施設整備)	伊根町	
		水の江里浦嶋公園 リニューアル事業	伊根町	
		水の江里浦嶋公園 空調設備改修工事	伊根町	
		公衆トイレ整備事業 1箇所	伊根町	
		本庄浜海水浴場 施設改築工事	伊根町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		開業支援事業	伊根町	

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
伊根町内全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和3年4月1日～ 令和12年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策のとおり。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

- ・町内全ての居住区域で光ブロードバンドサービスが提供されている。
- ・携帯電話通信網についてもいずれかの携帯キャリアによって、ほとんどの居住区域でサービスが提供されている。5G等新方式での通信網整備については、莫大な導入費用及び運用費用が生じることから町による実施は困難である。
- ・令和元年度に各世帯にタブレット端末を配布し、防災行政無線に替わる行政情報配信システム「伊根町ネットワーク回覧板（通称：いねばん）」を整備した。
- ・「伊根町ネットワーク回覧板」を情報インフラ基盤としての定着を図るとともに既存インターネット等も活用し、情報提供や申請事務等のオンライン化を進め行政サービスの経費削減や事務の効率化を図る必要がある。
- ・「伊根町ネットワーク回覧板」用に配布したタブレットの耐用年数を考慮し、機器の更新の時期、もしくは運用方法の変更など今後の方針を考えていく必要がある。

### (2) その対策

- ・利用人数が少なく採算に合わない地域への施設整備について、携帯キャリア等への要望及び補助を行い、未提供エリアの解消及び高速化を進める。
- ・ICT等の最新技術に触れることのできる施設の整備及び地域コミュニティへの出前講座の実施等により、「伊根町ネットワーク回覧板」の定着や電子機器操作の習熟を図る。
- ・マイナポータル等の電子申請可能なサイト等を活用し、住民の利便性向上及び事務の効率化を進める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	伊根町ネットワーク回覧板用 タブレットの更新	伊根町	
		情報発信事業	伊根町	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### \* 通行の安全確保と道路網の充実

- ・限られた予算で町道の全体的な整備管理を進めるため、必要性、経済性を勘案し、改良等の事業の実施に際しては個別必要最小限の整備に留め、より多くの路線を広域的に実施する必要がある。
- ・町道は里道的・農道的役割の強い路線や廃村等へ連絡する利用の少ない路線も多く、全路線すべてを適正に管理することが極めて困難な状況にある中、老朽化する施設の延命化や更新を計画的に推進している。
- ・道路施設の安全点検の結果において対策を講じなければ危険と判定されている箇所が町道全域に点在しており、早急に安全対策を進めていく必要がある。
- ・広域幹線道路交通網の整備は、京都縦貫自動車道の片側2車線化と、山陰近畿自動車道（京丹後市大宮・峰山間）の延伸が進められている。地域経済の活性化、緊急輸送路の確保のため早期の全線開通が望まれている。
- ・町内や広域幹線道路から連絡する国道、主要地方道等は、未整備、未改良区間、災害時等での脆弱区間が残っている。冬季積雪や災害時には孤立する集落もあるため、安全な路網の整備が望まれている。
- ・冬季の除雪体制については、町及び除雪実施会社が所有する車両の老朽化に伴い、更新を行う必要がある。

表5-1 「道路の状況」

令和3年4月1日現在

道路別	実延長 (m)	改良済		舗装済	
		延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)
一般国道 (京都府管理分)	16,992.0	16,666.1	98.1	16,992.0	100.0
府道	22,697.9	10,630.6	46.8	20,827.8	91.8
内訳	主要地方道	11,294.2	4,810.9	9,513.6	84.2
	一般府道	11,403.7	5,819.7	11,314.2	99.2
町道	68,523.1	38,868.5	56.7	53,454.8	78.0
計	108,213.0	66,165.2	61.1	91,274.6	84.3

資料 地域整備課

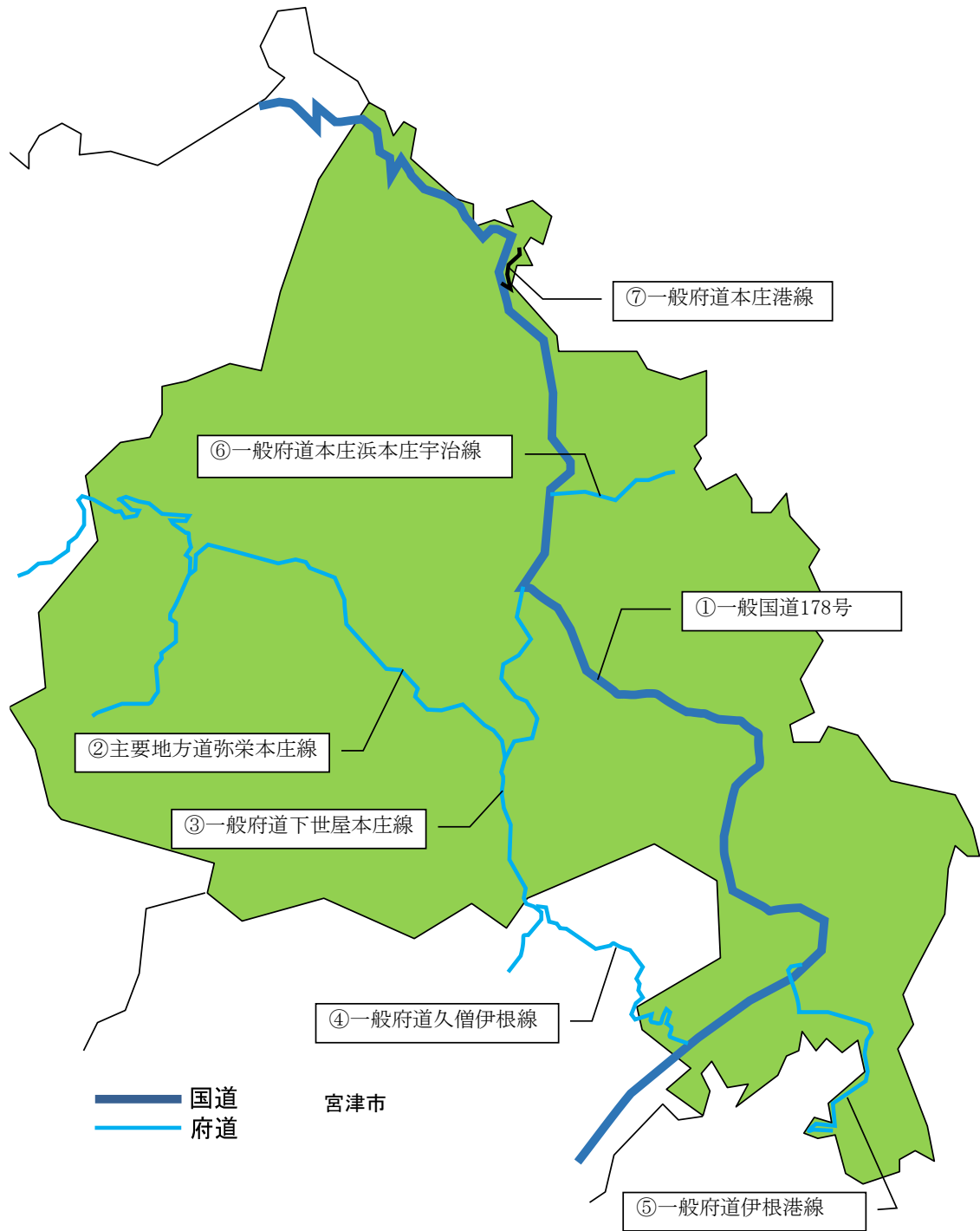
表5-2 「国・府道」

令和3年4月1日現在

路線名	延長
国道 178号	16,992.0 m
主要地方道 弥栄本庄線	11,294.2
一般府道 下世屋本庄線	1,677.7
〃 久僧伊根線	4,109.2
〃 伊根港線	3,281.0
〃 本庄浜本庄宇治線	1,583.9
〃 本庄港線	751.9
計	39,689.9

資料 地域整備課

图 5-1 「国・府道分布图」



### **\* 公共交通の充実**

- ・交通空白地に町営バスを運行している。筒川本庄線、筒川日出線、津母日出線、亀島日出線など、毎日2から4往復の運行と、筒川日出線の一部路線の予約運行路線がある。
- ・町営バスの利用者数は14千人程度だが、そのうちの7割は通学利用であり、定期外利用者は診療所通院がほとんどである。
- ・路線バスとの連携など、利便性の向上が必要である。
- ・路線バスは毎日宮津方面へ15往復程度運行されている。主な利用者は高校生の通学及び京都府立医科大学附属北部医療センターへの通院が多い。
- ・路線バスは宮津市等の市街地や鉄道駅を結ぶ唯一の公共交通機関であり伊根町にとって非常に重要である。
- ・上限200円バスの認知度は90%以上と高いものの、利用者になると30%弱であり、多くの方に乗ってもらう仕組みが必要である。
- ・朝妻地区の小学生が伊根小学校への登下校に伊根町コミュニティバス津母日出線を利用している。
- ・地域の公共交通の中心を担っている京都丹後鉄道は、利用者数と運輸収入がいずれもピーク時の約3分の2まで減少するなど、大変厳しい経営環境となっている。

## **(2) その対策**

### **\* 通行の安全確保と道路網の充実**

- ・住民の生活環境の改善と生活・生産基盤の充実に資するため、地域の特性に合わせ、生活に密着した実効性のある道路を整備する。
- ・町道全路線について利用状況を踏まえ、用途の変更や廃道も含めた町道再編作業を進める。
- ・町道の維持管理は、各施設の長寿命化計画等に基づいた維持修繕を進めるほか、効率的な維持管理手法への見直しを図る。
- ・道路施設の安全対策が必要な箇所については、点検結果に基づき順次対策を進め、交通の安全確保を図る。
- ・町道の除雪は、除雪車両の老朽化を考慮し更新を進める。
- ・過疎における地域振興の基本的要件として幹線道路の整備は必要不可欠であり、山陰近畿自動車道の早期着工・完成を強く要請する。
- ・一般国道178号・主要地方道等は本町の住民生活の根幹となる道路であり、未整備区間の整備及び災害に強い道路整備を要望する。

### **\* 公共交通の充実**

- ・本町は従来から公共交通網が発達しておらず、自家用車に依存する社会が定着しているが、高齢者や学生等にとって重要な交通手段である幹線バス運行路線の維持

に努める。

・路線バスと地域内交通との乗り換え等利便性の向上を図るとともに、利用者の増加を図り、地域に根付いた公共交通としての確立を目指し、ダイヤや路線の新設・改廃など合理的な運行を推進する。

・公共交通空白地有償運送等、他の手法での輸送手段の実施を促進する。

・京都丹後鉄道は、地元の総意として建設・存続させてきた鉄道であり、今後も地域に貢献する鉄道として存続させていく。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路				
		亀島本庄浜線(野室～本庄浜) 拡幅改良 L=1,620m w=5m	伊根町		
		本庄上野村線(野村) 拡幅 改良 L=140m w=5m	伊根町		
	(8) 道路整備機械等 鉄道施設				
		地域鉄道維持対策事業	伊根町		
	鉄道車両				
		地域鉄道維持対策事業	伊根町		
	軌道施設				
		地域鉄道維持対策事業	伊根町		
	軌道車両				
		地域鉄道維持対策事業	伊根町		
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業				
		町営バス運行事業	伊根町		
		地方バス路線維持対策事業	伊根町		
町営デマンドタクシー運行事業		伊根町			
	地域鉄道維持対策事業	伊根町			

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### \* 水道施設

- ・本町の水道事業は、伊根町簡易水道事業として水道水を供給しており、未給水人口は全体の約5%である。
- ・町内全域への安心、安全な水の供給のため、未給水地区への補助制度を検討するなど、適切な対応を図る必要がある。
- ・健全な財政運営のため、公営企業会計適用により適切な資産管理を行うとともに、人口減少における負担軽減のための事業運営が必要である。
- ・漁業集落環境整備事業により整備した簡易水道施設は、機能保全計画に基づき計画的な修繕を進めているが、他の簡易水道施設についても計画性を持った修繕更新が必要である。

表6-1 「水道事業の現況」

令和3年4月1日現在

事業名	日最大給水量 (t/日)	給水人口 (人)	水源の種類
伊根町簡易水道	1,124.0	1,893	表流水及び湧水

資料 地域整備課

#### \* 生活排水処理施設

- ・伊根町の集合型処理については、伊根町生活排水処理基本計画に基づき、漁業集落環境整備事業により本庄浜、新井、蒲入、伊根の4地域に整備している。また、維持管理については漁業集落環境整備事業機能保全計画を策定し更新や修繕を進めている。
- ・健全な財政運営のため、公営企業会計適用により適切な資産管理を行うとともに、人口減少における負担軽減のための事業運営が必要である。
- ・集合型処理による整備が困難な処理区は、現状に合った手法で水洗化を推進する必要がある。

表6-2 「水洗化の状況」

各年3月31日現在

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	総人口		2,245	2,188	2,132	2,095	2,050
合併処理浄化槽人口		264	258	313	308	312	315
漁業集落排水処理施設人口		804	916	935	961	952	946
非水洗化人口		1,177	1,014	884	826	786	751
水洗化率		47.6%	53.7%	58.5%	60.6%	61.7%	62.7%

資料 地域整備課

## \* 廃棄物処理施設

### (i) ごみ処理

・地球温暖化や地球環境保全が世界中で問題視される中、循環型社会形成のための3R（リユース「再使用」・リデュース「減らす」・リサイクル「再生使用」）の推進は必要不可欠であり、本町においても平成14年から分別収集を開始し資源リサイクルを行っている。

・可燃ごみ、リサイクルごみについては、宮津市、伊根町、与謝野町で構成する一部事務組合「宮津与謝環境組合」により建設した宮津与謝クリーンセンターで焼却処理及びリサイクルを行っている。施設整備や維持経費については、構成市町の人口割及びごみ量割に応じて負担している。

・一般廃棄物埋立処分場については、平成27年3月末で埋立期間が終了し、10年間の延長手続きを行った。また、ごみ処理の民間委託の実施により受入余力がある。

・ごみ処理経費について、事業系ごみを含め負担の公平性の観点から検討の必要がある。

・山間や海岸の一部で不法投棄が目立っており、伊根町の美しい自然を次の世代へと受け継いでいくために不法投棄パトロールを行い、ごみ回収を行っているが不法投棄がなくなる。

表6-3 「ごみ処理量の推移」

区分 \ 年度	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
処理人口 人	3,017	2,728	2,572	2,394	2,230	2,079
年間総排出量 t	1,025	643	666	699	654	697
1日平均排出量 t	2.8	1.76	1.82	1.92	1.79	1.91
1人1日平均排出量 g	931	646	709	800	803	918
年間総収集量 t	991	627	593	658	595	598
収集率 %	96.68	97.51	89.04	94.13	90.98	85.80
焼却処理量 t	578	521	511	473	435	456
焼却処理率 %	56.39	81.03	76.73	67.67	66.51	65.42
埋立処理量 t	438	49	92	3	0	0
埋立処理率 %	42.73	7.62	13.81	0.43	0	0

資料 一般廃棄物処理事業実態調査

## (ii) し尿処理

し尿の処理については、漁業集落排水施設の整備や浄化槽の普及により減少していくものと予想される。現在、野田川衛生プラントでの処理委託をしているが、宮津市及び与謝野町の処理施設が老朽化していることから、宮津与謝地域での広域処理の検討が始められている。

### \* 消防防災体制の確保

・過疎・少子高齢化のなか消防団員の減少が著しく、消火活動・機材管理等個々の団員への負担が大きくなってきているため、平成 20 年度から初動体制の確保・人員機材の適切な配置を考慮した消防団の再編を進めてきた。

・町外勤務者が増え、昼間の火災・災害対応等初動体制において団員の確保が困難となってきたため、平成 28 年度に消防団員の要件として「在勤」を含む条例改正を行うなど団員としての要件を緩和する等の対応を講じているが、今後も人口減少とともに団員の減少が予想されることから、未入団者への入団促進を図る必要がある。

・地域においては「自分たちの身は自分たちで守ろう」との自主防災組織化の機運の盛り上がりがあることから、自主防災組織の支援・育成も必要となってきた。

・急峻な山が間近に迫った僅かな土地に人家が建ち並ぶ現状から、町内には危険が予想される箇所が多数存在する。急傾斜地崩壊対策、土石流対策、治山対策及び海岸保全工事等の対策事業を継続し進めているが、すべての危険箇所を早期に対策実施することは費用面から非常に困難な状況となっている。

・災害に備え、1市2町（伊根町・宮津市・与謝野町）で運営する宮津与謝消防組合の消防施設及び車両等の整備・更新を行う必要がある。

・災害に備え、住民生活の混乱を最小限に食い止めるため、道路の応急復旧など伊根町建設業協会と災害協定を締結している。

・町域の約半分が高浜発電所のUPZ圏内に入っており、UPZ圏内の住民の避難計画を策定している。

・京都府の津波浸水想定及び津波災害警戒区域等の指定の状況を踏まえて対策を進める必要がある。

表 6-4 「消防力の状況」

令和 3 年 4 月 1 日現在

区分 分団表	人口 (人)	世帯数 (世帯)	団員数 (人)	装備			防火水槽		消火栓	消防 無線局
				消防艇 (隻)	消防ポン プ自動車 (台)	小型動力 ポンプ付 積載車 (台)	20~40 t 未満 (基)	40 t 以上 (基)		
第 1 分団	1,296	579	82	1	1	3	5	18	115	10
第 2 分団	716	327	51	—	1	3	7	15	102	8
本部	—	—	5	—	—	—	—	—	—	8
合計	2,012	906	138	1	2	6	12	33	217	26

資料 総務課

表 6-5 「伊根町行政情報配信システム屋外拡声局」

令和3年4月1日現在

屋外拡声局	設置箇所
9箇所	平田、大原、新井、泊、本庄浜、蒲入、滝根、本坂、野村

資料 総務課

### \* 町営住宅

町営住宅は、公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住化促進住宅があり、総数9団地63戸を整備している。

人口の減少に伴い低所得者が減少し公営住宅の空き家増加が生じる一方で、子育て世代や若年単身者の地域就業を目的とした定住化促進住宅等の住宅需要に不足が生じており、就業機会確保のため需要に見合った供給を進めていく必要がある。

表 6-6 「町営住宅の状況」

令和3年4月1日現在

町 営 住 宅			
公営住宅	特定公共賃貸住宅	定住化促進住宅	計
34戸	8戸	21戸	63戸
4団地	1団地	4団地	9団地

資料 地域整備課

一方、民間住宅においては、空き家となっても所有者は賃貸や売却に積極的ではない場合も多く、取り壊しも高額なため放置されているケースが見受けられる。一部では老朽化等により朽ち果てて、美観を損ねているだけでなく、倒壊が危惧される廃屋もでてきている。

平成25年度の空き家実態状況調査では、町内で195軒が空き家であることを確認した。

## (2) その対策

### \* 水道施設

- ・効率的事業運営のため、現状の維持管理方法やシステムの見直し対策を行う。
- ・水道水の安定供給のため、全ての簡易水道施設等の長寿命化計画を定め、コストの平準化及び削減を図りながら老朽化対策を行う。
- ・水道未普及地域の地元ニーズに対し、地域の水道への管理助成や技術的な支援を行う。

### \* 生活排水処理施設

- ・長寿命化計画に基づき、コストの平準化及び削減を図りながら老朽化対策を行う。
- ・接続率の低い伊根地域では、接続率向上に向け啓発活動等を実施する。

・合併処理浄化槽による整備区域となっている地域は、集合処理地域に対する公費負担を考慮した均衡ある支援を行い、浄化槽整備を普及する。

## \* 廃棄物処理施設

### (i) ごみ処理

・ごみは私たちの日常生活から生まれるものであり、ごみの排出を減らすためには住民一人一人が意識して生活しなければならない。行政はその手助けとして、減量化に関する情報提供やきっかけづくりを行い、町内各団体との学習会などを通してお互いに理解を深め減量化を推進する。

・生活が豊かになるにつれ忘れられた「もったいない」という言葉を思い出し、使えるものは使う、必要以上に買わないなど、住民に対し、地球温暖化や環境保全に配慮した生活スタイルを推奨する。

・宮津与謝環境組合で進めて来たごみ処理施設建設については、令和2年7月から宮津与謝クリーンセンターとして本格稼働し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設で構成され、公害防止に十分留意するとともに、環境にやさしい施設を目指し、循環型社会・低炭素社会を進める。

・不法投棄をなくすためにすべての住民が自覚を持ち、町内はもとより町外からのごみの持ち込みを防ぐため監視を強化する体制づくりやボランティアによる清掃活動を実施する。

### (ii) し尿処理

し尿処理施設については、現在、野田川衛生プラントに依存しているが、施設が老朽化しており、宮津与謝地域での広域処理の検討が始められている。

## \* 消防防災体制の確保

・本町の立地条件から火災の初期消火体制の整備充実と消防機動力の強化を図るため消防資材の整備を促進する。

・緊急時の災害情報などを住民に迅速かつ正確に伝達し、被害を最小限にとどめるため伊根町情報配信システムとの連動を一層強化する。

・宮津与謝消防組合の消防施設・車両等の整備及び順次更新を行う。

・人的被害の未然防止のため、ハザードマップ及び避難計画を作成するとともに、適切な避難行動を促すため定期的に全住民を対象とした防災・避難訓練を実施する。

・地震災害予測により、災害時に避難所となる公共施設を中心に耐震化を行うとともに、一般住宅の耐震化を支援する。

・各自治会の防災力強化のため、自主防災組織を支援・育成する。

## \* 町営住宅

・需要動向を十分把握し、施設の廃止も含め適正規模の住宅の供給を図る。

・公営住宅等長寿命化計画を策定し、コストの平準化及び削減を図りながら老朽化対策を行う。また、需要に応じた施設の整備、改修、更新及び廃止を進める。

**\* 公園・広場**

住民が日常的に余暇を利用して、スポーツやレクリエーションを楽しみ、相互の親睦を図るため、地域要望を踏まえ公園・広場の整備促進を検討するとともに、既設の公園の整備充実を図る。

**(3) 計画**

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	簡易水道施設更新改良事業 (長寿命化計画)	伊根町	
		水産飲雑用水事業	伊根町	
	(2) 下水処理施設			
	その他	浄化槽設置事業	伊根町	
		漁業集落排水事業 (長寿命化計画)	伊根町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場ストック ヤード整備事業	伊根町	
		宮津与謝環境組合ごみ処理施設等整備事業	伊根町 宮津市 与謝野町	
		0.45m <sup>3</sup> 油圧ショベル整備事業	伊根町	
		パッカー車整備事業	伊根町	
		平ボディトラック整備事業	伊根町	
		広域し尿・浄化槽汚泥処理施設等整備事業	伊根町 宮津市 与謝野町	
不燃ごみ運搬用車両更新事業		伊根町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
	(5) 消防施設				
		小型ポンプ積載車	伊根町		
		消防ポンプ自動車	伊根町 宮津市 与謝野町		
		救急自動車	伊根町 宮津市 与謝野町		
	(6) 公営住宅				
		空き家を活用した定住住宅整備事業	伊根町		
		定住促進住宅整備事業	伊根町		
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業				
		浄化槽維持管理補助	伊根町		
		可燃ごみ処理対策事業	伊根町		
		不燃ごみ処理対策事業	伊根町		
		分別ごみ処理対策事業	伊根町		
		不法投棄対策事業	伊根町		
		し尿処理対策事業	伊根町		
	消防防災体制確保対策事業	伊根町			

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### \* 保健事業の拡充

・乳幼児健診は、医師の確保ができず、近隣市町と合同で実施せざるを得ない状況になっている。受診会場が町外と遠くなり保護者に負担がかかるが、適切な時期に健診を受けることができるようになった。また、実施回数が増えたことでフォロー健診が受けやすくなった。

・医療が進歩し、子を希望しながらも恵まれない夫婦に不妊治療の道があるが、不妊に関する相談窓口の周知が充分でない。

・本町の総合健診などの受診率は京都府下では上位に位置しているが、受診者が固定化してきており、住民の健康管理意識に差がある。

・健康増進のための教室なども参加者が固定化しており、集団での実施は、適切な対象者が集まらず、効果的に実施できないことから、実施を見合わせている。

・高齢者を対象とした教室は、継続して参加されているため、健康の保持増進に一定の効果が出ている。

・近年の社会背景として見られる、核家族化・地域関係の希薄化等に伴い、心の健康を守る対策が必要になってきている。

表 7-1 「年間出生数」

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2
出生数	9	11	12	13	14	15

資料：保健福祉課

表 7-2 「健診受診率」

(単位：%)

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2
特定健診	54.5	51.5	53.3	54.3	54.4	44.4
胃がん検診	24.5	24.5	15.3	15.3	11.4	11.4
大腸がん検診	35.9	35.9	23.3	24.5	22.2	21.9
肺がん検診	42.5	42.5	28.0	28.3	23.3	23.2
乳がん検診	40.2	40.2	30.6	29.5	24.5	12.2
子宮がん検診	34.6	34.6	21.8	24.0	14.7	10.2

資料：保健福祉課

#### \* 子育て支援の充実

・本町の人口は年々減少し続け、近年の出生数はおおむね 10 名前後で推移するなど少子高齢化は進み深刻な問題となっている。

・次代を担う子どもたちが健やかに育つことのできる環境を整え、子育て世代が安心して生活できるよう、結婚から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実する必要がある。

・本町は現在、保育所を2箇所開設している。

平成20年度以降の園児数をみると、本庄保育所では10名程度、伊根保育園は30名程度で推移しており、年齢ごとの保育サービスを提供することが難しい状況がある。

地域の過疎化や家族形態の変化、女性の社会参加など多様化する子育て環境や保育ニーズ等を的確に捉えるとともに、保育士や指導員の能力向上に努める必要がある。

・両保育所ともに現在の耐震基準に沿う建築物の整備が求められる。

・保育所に入所するまでの親子が地域の中で孤立しないよう、気軽に交流や相談ができる場所を提供し、子育てに関する不安を解消する必要がある。

・子どもが減少し地域的にも点在していることから、子どもたちが集まって学び合い、一緒に遊ぶことが難しくなっている。

・子どもや子育て家庭を地域社会で応援していく観点から、公平性等に配慮しつつ経済的な支援を充実する必要がある。

・子どもが病気または回復期にあって、保護者が就労等のため保育できない場合に、一時的に保育を行う場所を確保する必要がある。

表7-3 「保育園児数等の推移」

各年4月1日現在（単位：人）

	保育所数		入所定員	保育園児数	年齢別				職員数	
	開所	休所			1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	保育士	調理師用務員
昭和60年度	5		205	135		9	40	86	11	5
平成2年度	5		205	108		1	33	74	12	5
平成7年度	5		205	96		4	25	67	13	5
平成12年度	4	1	175	83		3	20	60	12	5
平成17年度	2	2	90	43		4	12	27	7	2
平成22年度	2	0	90	29		6	4	19	8	2
平成27年度	2		90	41	4	6	9	22	7	2
令和2年度	2		90	52	7	10	12	23	9	2

資料 保健福祉課

**\* 高齢者の支援**

・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、在宅生活の維持が難しくなったり、介護する家族の負担が大きくなっているため、安心して福祉サービスを利用できるしくみづくりが必要である。

・社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体などが少なく、高齢者が受けられる福祉サービスの選択肢が少ないため、ニーズに合った福祉サービスを提供できる体制づくりが重要である。

・地域によっては、地区で集まったりする機会がなく、会話する相手もいないといった人間関係の希薄化も見られ、人と人をつなぐ地域の担い手を養成する必要がある。

・ご近所同士での声かけや見守り、支え合いなども困難になっているため、地域全体で支え合う関係の再構築や関係機関との連携が必要になっている。

・老人クラブの会員数は、近年の意識の変化等により減少している。

・認知症という病気が正しく理解されず、誤解や偏見が生じたり、また自分自身のこととして捉えてもらえないなどの現状にあり、すべての人が認知症を正しく理解し適切に対応できる環境づくりが必要である。

・高齢者の中には、消費者被害や虐待等で他者からの権利侵害等を疑われる場合、また、認知症で適切な意思表示ができない場合もあり、自らの権利を行使できない状況にある高齢者に対し支援を行う必要がある。

表 7-4 「老人クラブ会員数」 (単位：人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
団体数	8	8	8	8	9	9
会員数	120	108	101	84	108	102

資料 保健福祉課

表 7-5 「高齢者比率の推移」 (単位：%)

	昭和 40年度	昭和 45年度	昭和 50年度	昭和 55年度	昭和 60年度	平成 2年度	平成 7年度	平成 12年度	平成 17年度	平成 22年度	平成 27年度
全国	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1	23.0	26.3
京都府	7.0	7.9	9.0	10.2	11.2	12.6	14.7	17.4	20.0	23.4	26.9
伊根町	11.9	15.4	17.6	19.3	21.7	25.7	31.1	37.3	41.0	42.7	46.3

資料 国勢調査

表 7-6 「高齢人口の推移」 各年 10 月 1 日現在 (単位：人・%)

年次	区分	総人口	高齢人口	年齢区分			総人口に 対する比率
				65～69歳	70～79歳	80歳以上	
昭和40年度		5,784	689	243	340	106	11.9
昭和45年度		4,779	735	282	342	111	15.4
昭和50年度		4,283	754	230	388	136	17.6
昭和55年度		4,021	776	250	388	138	19.3
昭和60年度		3,792	822	248	368	206	21.7
平成 2年度		3,586	922	295	407	220	25.7
平成 7年度		3,361	1,045	349	463	233	31.1
平成12年度		3,112	1,161	314	536	311	37.3
平成17年度		2,718	1,114	221	547	346	41.0
平成22年度		2,410	1,028	176	455	397	42.7
平成27年度		2,110	977	211	341	425	46.3

資料 国勢調査

### **\* 障害者の支援**

- ・障害の有無にかかわらず誰もが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として一人一人が大切にされ、共に生きる社会の実現をめざし、各種施策を推進していくことが重要である。
- ・当町では、障害者手帳所持者のうち 64.9%が 65 歳以上となっており、高齢者の占める割合が高くなっている。そのため、高齢になるにつれ障害が重度化することや、介護保険サービスへの移行や併用が必要なケースも多く、必要となるニーズが多様化している。
- ・障害福祉サービスの提供体制の充実、障害福祉サービスの利用に向けた啓発・周知の実施も必要である。
- ・障害福祉サービスについての情報提供の充実に取り組んでいく必要があり、相談体制の充実は必要である。

## **(2) その対策**

### **\* 保健事業の拡充**

- ・母と子の健康の保持・増進を図るために、健康診査・保健指導・栄養指導を行い、健康の向上に努める。
- ・乳幼児に対して、一人一人の発達を見守りながら、適切な時期に健康診査・保健指導・栄養指導等の実施、出産から小学校就学まで切れ目ない支援を行い、健やかな成長を促す。
- ・出生数が少ないことを考慮した母子保健事業の実施方法を検討し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。
- ・少子化対策の一環として、子を希望しながらも恵まれない夫婦への不妊治療に係る支援を充実させる。
- ・病気の早期発見・早期治療を目的に各種健診事業を継続するとともに事業内容の充実を図る。
- ・こころの健康づくりに関する啓発を行う。
- ・メタボリックシンドローム等の生活習慣病を予防するよう地域の組織・診療所等と連携を図りながら、各種教室、相談事業を実施していくとともに、対象者の新規参加を促す。
- ・感染のおそれがある病気の発生予防および拡大防止のために予防接種を行うとともに、関係機関との連携に努めながら予防啓発に取り組む。
- ・介護予防事業については、国の法改正の動向を見据え、新たな体制について検討する。
- ・保健事業・介護予防事業の効果的な実施と診療所や町内の介護サービス事業所と連携したりハビリテーション体制を確立することにより元気な高齢者を増やし、高齢者が住み慣れたまちで生活し続けることを目指す。

### **\* 子育て支援の充実**

- ・安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てることができるよう、親と子の健康を確保するための切れ目のない支援を行う。
- ・年齢別保育や低年齢児からの保育の実施、保育時間の延長といった多様化する保育ニーズや社会状況の変化に対応する保育サービスを提供する。
- ・保育サービスの質の向上を図るため、人材確保に努め保育士研修等を実施する。
- ・既存施設の効率的な維持管理を行うことと並行し、保育所の統合と新設について検討する。
- ・未就園の親子が孤立しないよう子育て相談を充実し、子育て支援センターなど交流の場を提供するなど、地域ぐるみで子育て支援の取組みを進める。
- ・心身ともに健全な児童の育成を推進するため、地域の資源を活用し、放課後児童クラブを運営するなど子どもたちの学習の場や安心安全に遊べる場を提供する。
- ・子育て世帯へのお子さまたんじょう祝金の交付や保育料無償化、医療費助成など経済的な支援を実施し負担軽減を図る。
- ・与謝野町、宮津市と連携し、保護者の状況に応じて一時的に保育する病児保育所を運営する。

### **\* 高齢者の支援**

- ・多種多様な相談をワンストップで受けとめ、民生児童委員、社会福祉協議会、医療・介護関係機関、地域包括支援センター等と緊密に連携する。
- ・生活に関わる様々な相談に包括的に対応するため、社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体など多職種が連携する地域ケア会議で、各々の役割分担や必要な福祉サービスを検討し、高齢者のニーズにあった支援ができるよう努める。
- ・高齢者や資源の状況を把握し、地域に不足する支援などを創出したり、ボランティアなどの担い手を発掘・養成し、地域の高齢者のニーズに合った生活支援基盤の整備を推進する。
- ・地域福祉コーディネーターにより地域が抱える複雑・困難な課題を把握し、専門機関につなげ解決を図る。
- ・単位老人クラブや町老人クラブ連合会が取り組む「文化・スポーツ活動」「社会奉仕活動」等の各種活動を支援する。
- ・認知症に関する正しい知識と理解を深め、地域で認知症のある方やその家族を支える認知症サポーター等の養成や早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築する。
- ・権利擁護に関する相談窓口の周知及び充実を図ると共に、成年後見制度利用支援事業等の支援体制の充実を図ることで高齢者の権利が侵害されることを未然に防ぐ。

### \* 障害者の支援

- ・ 障害の有無にかかわらず誰もが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として一人一人が大切にされ、共に生きる社会の実現をめざし、「地域みんなで支え合い人を大切に共に生きるまち」を目指す。
- ・ 障害や障害のある人に対する理解促進を図るとともに、人権意識を高め、障害のある人の社会参加について支援する。
- ・ 障害のある子どもが、ニーズに応じてきめ細かな療育・保育・教育を受けられるよう、仕組みづくりや環境整備を図る。
- ・ 障害を早期に発見・対応できるよう、受診勧奨や必要な支援・相談・指導の充実を図る。
- ・ 障害のある人の技能習得や職業体験、生活訓練などを継続的に行うとともに、雇用の促進や福祉的就労の場の拡充を図る。
- ・ 障害福祉サービス等の充実やサービスを提供する人材の養成・確保、サービスの質の向上を図る。
- ・ 障害のある人に対する差別の解消及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・問題解決等を実施する体制の整備を進める。
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが安全に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を推進し、移動支援の充実に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保 育 所			
		保育園建設事業	伊根町	
	(7) 市町村保健セン ター及び母子健康 包括支援センター	総合保健施設改修事業	伊根町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	社会福祉協議会活動助成 事業	伊根町	

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ・本町には、国保診療所（内科）2箇所と公設民営の歯科1箇所の3つの医療機関があり、国保診療所については、常勤医師が不在となり、京都府立医科大学附属北部医療センター及び近隣の医療機関から医師の派遣を受け運営している。伊根診療所が1日平均35名、本庄診療所が約25名の患者数で、患者の6割以上が75歳以上となっている。高齢化の進行とともに高齢者のみの世帯が著しく増加しており、高齢者に配慮した通院手段や診療所のあり方を検討し、持続可能な医療体制を確保する必要がある。
- ・住み慣れた自宅で安心して医療が受けられるよう、保健・福祉・医療が連携し、往診、訪問看護、訪問リハビリ等の在宅医療を充実させる必要がある。
- ・高齢化率が高い本町では、リハビリテーションに係る医療の強化や施設整備の重要性が増している。しかし、リハビリテーションに係る専門職の不在や施設がないことなどから、宮津与謝地域に依存しているが、回復期を担う医療機関やリハビリテーション機能を有した施設等が不足している。
- ・救急医療体制については、休日は、在宅当番医制度や宮津市休日応急診療所で、夜間は、京都府立医科大学附属北部医療センターで受入れを行っており、高齢者患者の増加、患者の疾病構造の変化に対応した、より一層迅速・適正な救急医療の充実を図っていく必要がある。
- ・京都府北部地域において、医師及び看護師の人材不足が顕著であり、医師奨学金や看護師修学金貸与制度を整備した。

表8-1 「医療施設・医療関係従事者の状況」

令和3年4月1日現在

	病院・診療所数			医療関係町職員従事者数				
	私立	公立	合計	医師	歯科医師	看護師	その他	合計
診療所	—	2	2	(2)	—	4	—	6
歯科診療所	1	—	1	—	—	—	—	—

( ) 内は非常勤

資料 住民生活課

### (2) その対策

- ・高齢者のみの世帯が増加するなか、通院手段の再検討を行い、通院負担の軽減を図り、高齢者が受診しやすい体制を確立する。
- ・本町では、専門的な医療の提供は出来ないため、診療所の医師が「かかりつけ医」となり、入院や高度な検査等医療が必要な場合は総合病院等との連携のもとに、個々の患者が必要とする医療が提供できる診療体制を構築する。
- ・伊根町が主体となった理学療法士の導入を目指すため、専門職確保に向けた取り

組みを進めるとともに、脳卒中や骨折等の障害発生時から急性期・回復期・維持期までの一貫したリハビリテーション医療の強化、施設整備等を進める。

- ・休日や夜間において安心して救急医療が受けられるよう、救急医療の充実に向けた取り組みを京都府や与謝医師会と連携して推進し、併せて、宮津与謝消防組合との連携を図り、救急搬送体制等を強化する。

- ・診療体制のあり方については、住民ニーズの把握に努めながら町内に必要不可欠な内容を基本として検討する。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所				
		医療機器整備事業	伊根町		
		医療システム等更新事業	伊根町		
		往診用自動車更新事業	伊根町		
		診療所改修事業	伊根町		
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業				
		医師確保対策事業	伊根町		
		理学療法推進事業	伊根町		
		専門医確保対策事業	伊根町		
		当番医制維持確保事業	伊根町 宮津市 与謝野町		

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### \* 学校教育関連施設

・小学校は、児童数の減少により、平成6年度に筒川小学校及び本庄小学校蒲入分校が本庄小学校に、平成17年度には朝妻小学校が伊根小学校に統合され、現在2校となっている。平成26年度から2校とも複式学級が発生し、本庄小学校では複式学級が2学級発生しており、今後もこのような学級編制が避けられない状況となっている。

・小学校の統廃合に伴う児童の送迎については、遠距離となる筒川地区の児童については平成28年度更新の直営スクールバスにより、また、朝妻地区の児童については平成30年度から町営バスにより通学している。町所有のスクールバス3台のうち購入後10年を経過する車両については、安心・安全の観点から更新を行う必要がある。

・中学校は、平成26年度に伊根中学校と本庄中学校が統合され、旧伊根中学校を全面改築し、耐震化を備えた新校舎が同年8月に完成した。しかし、少人数学級の解消は図れず、学校行事、クラブ編成に制限が生じている。

・2小学校施設は、平成22年度に耐震化が図れたが、建設時から40年以上が経過しており、校舎・体育館等の老朽化による施設・設備の整備や安心・安全な学校を目指した改修が急務の課題となっている。

表9-1 「小学校の状況」

各年5月1日現在

区分 年	学校数	学級数	教員数	児童数	1学級 当りの 児童数	土地面積			建物面積		
						建物 その他	屋外 運動場	計	校舎	屋内 運動場	計
H27	2	10	22	57	5	10,271	14,534	24,805	3,417	1,319	4,736
H28	2	11	22	55	5						
H29	2	11	19	57	5						
H30	2	11	20	58	5						
R1	2	11	21	66	6						
R2	2	11	22	74	6						

資料 教育委員会

表9-2 「中学校の状況」

各年5月1日現在

区分 年	学校 数	学級 数	教員 数	生徒 数	1学級 当りの 生徒数	土地面積			建物面積		
						建物 その他	屋外 運動場	計	校舎	屋内 運動場	計
H27	1	3	12	40	13	8,858	8,207	17,065	2,072	1,095	3,167
H28	1	3	13	39	13						
H29	1	3	11	36	12						
H30	1	3	11	30	10						
R1	1	4	11	21	5						
R2	1	4	11	25	6						

資料 教育委員会

### \* 集会施設・社会体育施設

・各地区の集会所やコミュニティセンターの集会施設は、地域住民の自主的・自発的な学習・文化活動やコミュニティ活動の中心の場であり、地域の生涯学習の拠点となるものである。また、伊根町の生涯学習や総合的文化施設の拠点として、図書館・文化ホールを備えた複合的施設として伊根町コミュニティセンターが平成16年度に完成し、その役割を担うものとなっている。

・社会体育施設は、本町の中心的な屋外の社会体育施設の桜が丘運動公園をはじめ、小中学校の体育館及びグラウンドを開放施設として地域の社会体育活動に利用しているが、過疎・少子高齢化などにより、社会教育関係団体等の活力の低下も目立ち、施設の十分な利活用がされているとは言い難い状況となっている。

・老朽化が著しい施設も多くある中、住民が生涯にわたって、健康で生き生きとした潤いのある生活を送っていただける生涯学習の機会の増大を図ることなどから、桜が丘運動公園グラウンドの環境整備・充実を図る必要がある。

## (2) その対策

### \* 学校教育関連施設

・学校施設設備については、老朽校舎の改修及び設備の整備を行うとともに、小学校の統廃合については、2校とも存続させるが、この先数年後には再検討を要することも推測されることから、施設の改修整備は計画的に取り組む。

・今後も空き施設の利活用については、その他の施設への転用も考慮しつつ地域の要望も踏まえた多様な検討を行っていくこととする。

### \* 集会施設・社会体育施設

・集会施設については、筒川文化センターをはじめ各地区コミュニティセンターの老朽化が進み、安心安全な施設への改修整備を検討していく。また、伝統的建造物を利活用し、ICT整備を備えた図書施設及び多世代交流施設の整備を行っていく。

・社会体育施設については、住民の要望、意見を踏まえた上で、安心安全に使用ができるように改修・整備・機能の拡充を行う。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎				
		学校教育施設整備事業	伊根町		
	屋内運動場				
		学校教育施設整備事業	伊根町		
	スクールバス・ボート				
		スクールバス更新事業	伊根町		
	その他				
		屋外運動場整備事業	伊根町		
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設				
		集会研修施設改修事業	伊根町		
		図書施設整備事業	伊根町		
		コミュニティセンター整備 事業	伊根町		
	体育施設				
		体育施設改修事業	伊根町		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業				
		スクールバス運行事業	伊根町		
		社会教育活動事業	伊根町		
学校ICT環境整備事業		伊根町			
教育費無償化事業		伊根町			

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

- ・本町では、37の集落を基礎的な自治組織としてきたが、このうち昭和40年から56年の間に、田坪、吉谷、福之内の3地区が全戸離村し、足谷についても平成元年4月から無住化、さらには筒川地域の高齢者世帯の集中する集落の機能再編が平成15年度に行われ、現在の集落数は28集落である。
- ・全地域にわたって人口の減少が見られるが、特に筒川地域については、その傾向が強い。
- ・今後は、働く場の確保と併せて生活環境の整備を促進し、各集落の一層の発展を図る必要がある。しかしながら、過疎化の進行により自治会機能を保持しえなくなった集落については、基幹集落等への再編整備を今後も検討することが必要となってきた。

### (2) その対策

- ・農林水産業とサービス業などを併せた事業（半農（林水）半X）の起業支援を推進し、町域内各地区での働く場の確保と併せ、若者のU・I・Jターンの促進、地域の担い手育成など、自治会の自主的な取組みについて知識及び技術的援助を行う。
- ・集会所等のコミュニティ施設、道路、消防施設等の生活環境の整備を推進する。
- ・集落の再編整備については、地域住民の十分な理解と協力のもとに事業実施を検討するものとし、移転地における住宅用地、住宅、関連公共施設等の整備、移転者に対する生活、就業等にかかる支援など、総合的な対策の検討を行うものとする。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

- ・平成 17 年に国の選定を受けた舟屋が建ち並ぶ伊根町伊根浦重要伝統的建造物群保存地区をはじめ浦嶋伝説や徐福伝説ゆかりの伝承地、町の歴史に意義深い史跡などのほか、貴重な美術工芸品、衣食住にかかわる特徴的な多くの有形、無形の民俗文化があるにもかかわらず、これらが十分に活用されていない状況にある。
- ・住民に深く理解がされていない状況から、文化財指定が遅れているものがあり、それらの文化財指定を進めるとともに、住民のふるさと意識の高揚と併せてこれらの有効活用を促進する。
- ・舟屋をはじめ浦嶋伝説や徐福伝説の伝承地等についての重要な歴史資源も守りながら、交流産業との連携により、一層の地域文化の見直しや住民の価値観の向上を目指した取り組みを進めることが必要となっている。

### (2) その対策

#### \* 文化施設

- ・伊根浦の景観は、町全体の振興を図るうえで非常に重要であり、伝統的な舟屋群等の町並み保存について伊根町伝統的建造物群保存地区保存条例等に基づき、修理修景に取り組む。
- ・本来的な舟屋文化を伝承すべく空き舟屋等を取得し、併せて資料収集や公開施設、また住民における活動拠点として整備を行うなど、保存地区を活用するために必要な施設整備を実施する。
- ・浦嶋伝説や徐福伝説関連史跡は、全国的に見ても貴重な歴史資源であり、また、伊根浦などの漁業史や各地に残る歴史なども、本町の個性を内外に示す重要な要素である。現有施設の有効活用を図りながら、保全と積極的な活用を図る。
- ・国際化への対応も含め、公共施設等の外国語表示や外国語による種々の情報提供も推進する。

#### \* 地域文化及び文化財等

- ・町内各地域の文化財の確認、詳細調査を行い、文化財指定等保存の措置を促進する。
- ・文化財の活用として、住民の文化に対する意識の高揚を図るとともに学校・社会教育活動に地域文化を取入れた学習を推進し、さらには地域伝統芸能等の保存継承に対する支援策を講じ、地域の活性化と交流産業に結び付ける施策を講ずる。

表 10-1 「指定・登録文化財等」

令和3年4月1日現在

○国指定・選定・登録文化財等

種類	指定期日	種別	名称等	所有者等	備考
指定	S46.6.22	美術工芸品(絵画)	紙本著色浦島明神縁起	宗教法人宇良神社	一巻 室町時代
指定	S39.1.28	美術工芸品(工芸品)	刺繍桐葉土筆文肩裾小袖	宗教法人宇良神社	一領 桃山時代、京都国立博物館勸告
選定	H17.7.22	伝統的建造物群保存地区	伊根浦重要伝統的建造物群保存地区	字日出・平田・亀島の各一部	
登録	H26.4.25	建造物	宇良神社 本殿	宗教法人宇良神社	明治17年
登録	H26.4.25	建造物	宇良神社 拝殿及び中殿	宗教法人宇良神社	明治17年

○府指定・登録文化財等

指定	H11.3.19	美術工芸品(絵画)	紙本著色浦島明神縁起(掛幅本) 附 浦島子之縁起(鳥の子紙本) 浦島子之縁起(摺紙本) 浦島子口伝(鳥の子紙本) 浦島子口伝(摺紙本) 新撰浦島子伝	宗教法人宇良神社	一幅 室町時代 一巻 天和2 一巻 江戸時代 一巻 元禄9 一巻 元禄9 一巻 元禄10
指定	H26.3.24	美術工芸品(古文書)	浦島社・宇良神社棟札類	宗教法人宇良神社	10枚〔嘉吉2(1442)、文明6(1474)他〕 一部丹後郷土資料館寄託
指定	H26.3.24	美術工芸品(古文書)	七所社修造棟札	宗教法人七神社	1枚〔文明14(1482)〕丹後郷土資料館寄託
指定	H26.3.24	美術工芸品(古文書)	筒河庄菅野村荒神社上葺造営之記(木札)	宗教法人上山神社	1枚〔天文23(1554)〕丹後郷土資料館寄託
指定	S60.5.15	無形民俗文化財	宇良神社祭礼芸能	宇良神社祭礼芸能保存会	
指定	S60.5.15	無形民俗文化財	菅野の神楽	菅野郷土芸能保存会	
指定	H29.3.17	美術工芸品(古文書)	津母八坂神社棟札類	宗教法人八坂神社	11枚〔天文24年(1555)～江戸時代〕丹後郷土資料館寄託
登録	S61.4.15	建造物	八坂神社本殿 境内社八幡神社本殿	宗教法人八坂神社	一間社流造 検査(寛安永5(1776))〔町指〕 一間社流造 銅板葺(延宝5(1677))〔町指〕
登録	S61.4.15	無形民俗文化財	八坂神社祭礼船屋台行事	八坂神社祭礼保存会	〔町指〕
登録	S63.4.15	無形民俗文化財	亀島の精霊船行事	高梨区・立石区・耳鼻区・亀山区	〔町指〕
登録	S63.4.15	無形民俗文化財	宇良神社延年祭	宇良神社延年祭保存会	〔町指〕
登録	H1.4.14	無形民俗文化財	蒲入の精霊船行事	蒲入区	〔町指〕
登録	H6.2.18	無形民俗文化財	新井の太刀振・花踊	新井区	〔町指〕
暫定登録	H29.12.27	美術工芸品(古文書)	亀島区有文書	亀島区	
暫定登録	H29.12.27	美術工芸品(古文書)	日出区有文書	日出区	
暫定登録	H31.2.1	建造物	眞鳴神社本殿	宗教法人眞鳴神社	一間社流造、こけら葺
暫定登録	R2.1.17	美術工芸品(古文書)	平田区有文書	平田区	

○伊根町指定文化財等

指定	S61.5.2	建造物	八坂神社本殿 境内社八幡神社本殿	宗教法人八坂神社	〔府登〕
指定	S61.5.2	有形民俗文化財	船屋台	高梨区・立石区・耳鼻区・亀山区	蛭子山・神樂山・稲荷山・宝来山
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	八坂神社祭礼船屋台行事	八坂神社祭礼保存会	〔府登〕
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	新井崎神社祭礼芸能	新井区	〔府登〕
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	七神社祭礼芸能	泊区	
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	七神社祭礼芸能	井室区	
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	八坂神社祭礼芸能	津母区	
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	上山神社祭礼芸能	菅野郷土芸能保存会	〔一部町指〕
指定	S61.5.2	無形民俗文化財	野村区祭礼芸能	野村谷太刀振保存会	
指定	S63.4.21	無形民俗文化財	亀島の精霊船行事	高梨区・立石区・耳鼻区・亀山区	〔府登〕
指定	S63.4.21	無形民俗文化財	宇良神社延年祭	宇良神社延年祭保存会	〔府登〕
指定	H1.11.2	無形民俗文化財	蒲入の精霊船行事	蒲入区	〔府登〕
指定	H6.2.2	無形民俗文化財	河来見翁三番叟	翁会	
指定	H27.10.1	美術工芸品(彫刻)	木造聖観音立像 附 木造毘沙門天立像	寺領自治区	平安後期 平安末期
決定	H17.3.2	伝統的建造物群保存地区	伊根浦伝統的建造物群保存地区	字日出・平田・亀島の各一部	〔国選〕

資料 教育委員会

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設			
		地域文化保存伝承施設(空き家 買取、復原、公開施設整備)	伊根町	
		地域文化保存伝承施設(現 有施設改修整備)	伊根町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		舟屋群等保存対策事業	伊根町	
		文化財保存修理事業	伊根町	
	伝統的建造物群保存事業	伊根町		

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

- ・地球規模で温暖化が進む中で、地域の持続的な維持・発展のためには、環境の保全に配慮し、資源を有効に活用した持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められている。
- ・本町のエネルギーコストは地域外に流出している。
- ・家庭での再生可能エネルギーの導入や利用は進んでいない。
- ・重要伝統的建造物群保存地区は景観に配慮する必要があるため、太陽光発電設備を設置することができない。
- ・本町の地域エネルギー（太陽光発電、太陽熱、風力発電、小水力発電、バイオマス、雪氷熱、地中熱、温泉熱、地熱発電）の賦存量及び利用可能量の推計を行い、利活用有望と思われる再生可能エネルギーを位置付けた。

### (2) その対策

- ・「地場産業の振興」や「新たな産業・雇用の創出」、「モビリティ機能の拡充」などの地域の課題解決に、再生可能エネルギーを活用する。
- ・脱炭素の推進と持続可能な地域づくりの取組みを両立させる。
- ・エネルギーの地域内循環（地産地消）を検討する。
- ・再生可能エネルギーを活用することで、これまで地域外に流出していたエネルギーコスト（資金）を地域内で循環させ、町内の事業者の競争力強化を図りつつ、地域内の経済活性化を目指す。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー活用地域振興事業	EV充電拠点整備事業	伊根町	
		大規模発電施設	伊根町	

事業計画（令和3年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

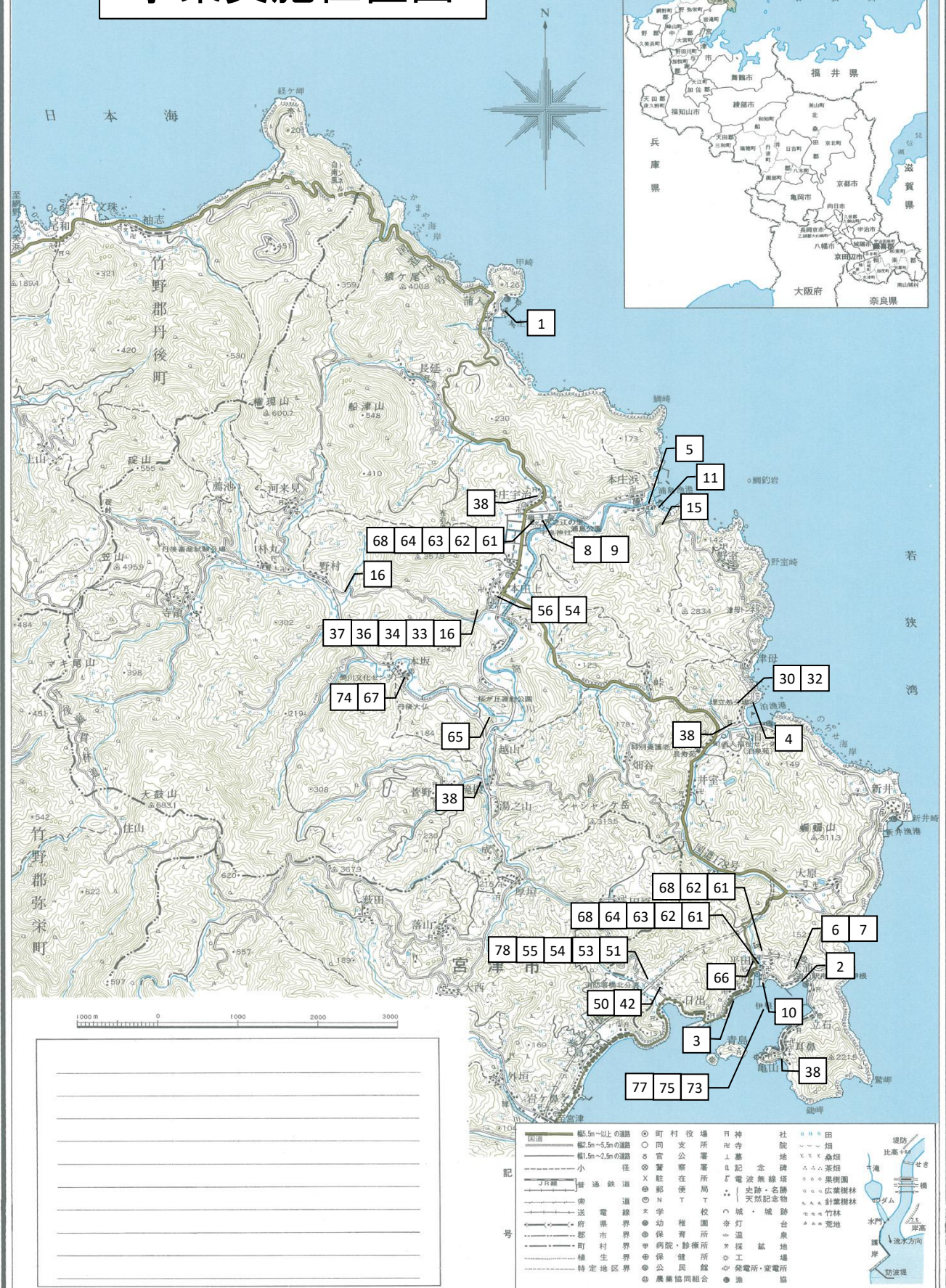
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		開業支援事業	伊根町	産業の活性化につながる左記施策の効果は将来に及ぶ。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	伊根町ネットワーク回覧板用 タブレットの更新	伊根町	情報インフラ基盤の定着を図る左記施策の効果は将来に及ぶ。
		情報発信事業	伊根町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		町営バス運行事業	伊根町	交通手段の確保と利便性の向上を目的とする左記施策の効果は将来に及ぶ。
		地方バス路線維持対策事業	伊根町	
		町営デマンドタクシー運行事業	伊根町	
地域鉄道維持対策事業	伊根町			
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		浄化槽維持管理補助	伊根町	生活環境の整備を目的とする左記施策の効果は将来に及ぶ。
		可燃ごみ処理対策事業	伊根町	
		不燃ごみ処理対策事業	伊根町	
		分別ごみ処理対策事業	伊根町	
		不法投棄対策事業	伊根町	
		し尿処理対策事業	伊根町	
消防防災体制確保対策事業	伊根町			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		社会福祉協議会活動助成事業	伊根町	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図る左記施策の効果は将来に及ぶ。

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			地域医療体制の確保を目的とする左記施策の効果は将来に及ぶ。
		医師確保対策事業	伊根町	
		理学療法推進事業	伊根町	
		専門医確保対策事業	伊根町	
		当番医制維持確保事業	伊根町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			教育環境の充実を目的とする左記施策の効果は将来に及ぶ。
		スクールバス運行事業	伊根町	
		社会教育活動事業	伊根町	
		学校ICT環境整備事業	伊根町	
		教育費無償化事業	伊根町	
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			文化の振興を目的とした左記施策の効果は将来に及ぶ。
		舟屋群等保存対策事業	伊根町	
		文化財保存修理事業	伊根町	
		伝統的建造物群保存事業	伊根町	

事業実施箇所を明示した全体図

# 事業実施位置図

面積 62.00km<sup>2</sup>



「本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平23近使 第20号)」

事業実施位置図 事業名・番号表

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	番号	
2 産業の振興	(2) 漁港施設	水産基盤ストックマネジメント事業漁港施設補修更新事業(本庄漁港)	1	
		水産基盤ストックマネジメント事業漁港施設補修更新事業(伊根漁港)	2	
		海岸保全施設整備事業伊根漁港 護岸 L=330m	3	
		海岸保全施設機能保全事業泊漁港 老朽化対策 L=50m	4	
		海岸保全施設機能保全事業浦島漁港 老朽化対策 L=102.4m	5	
	(9) 観光又はレクリエーション	舟屋の里公園リフレッシュ整備事業	6	
		舟屋の里公園充実整備事業(日帰り温泉施設整備)	7	
		水の江里浦嶋公園リニューアル事業	8	
		水の江里浦嶋公園空調設備改修工事	9	
		公衆トイレ整備事業 1箇所	10	
		本庄浜海水浴場 施設改築工事	11	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	民宿開業支援事業	12	
3 地域における情報化	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	伊根町ネットワーク回覧板用タブレットの更新	13	
		情報発信事業	14	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	亀島本庄浜線(野室～本庄浜) 拡幅改良 L=1,620m w=5m	15	
		本庄上野村線(野村) 拡幅改良 L=140m w=5m	16	
	(5) 道路整備機械等	除雪車整備事業	17	
	(8) 鉄道施設等	鉄道施設		
		地域鉄道維持対策事業	18	
	鉄道車両	地域鉄道維持対策事業	19	
	軌道施設	地域鉄道維持対策事業	20	
	軌道車両	地域鉄道維持対策事業	21	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	町営バス運行事業	22	
		地方バス路線維持対策事業	23	
町営デマンドタクシー運行事業		24		
地域鉄道維持対策事業		25		
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設更新改良事業(長寿命化計画)	26	
		水産飲雑用水事業	27	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置事業	28	
		漁業集落排水事業(長寿命化計画)	29	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場ストックヤード整備事業	30	
		宮津与謝環境組合ごみ処理施設等整備事業	31	
		0.45㎡油圧ショベル整備事業	32	
		パッカー車整備事業	33	
		平ボデイトラック整備事業	34	
		広域し尿・浄化槽汚泥処理施設等整備事業	35	
		不燃ごみ運搬車両更新事業	36	
		衛生車両更新事業	37	
		(4) 消防施設	小型ポンプ積載車	38
			消防ポンプ自動車	39

事業実施位置図 事業名・番号表

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	番号
		救急自動車	40
	(5) 公営住宅		
		空き家を活用した定住住宅整備事業	41
		定住促進住宅整備事業	42
	(6) 過疎地域持続的発展特別事業		
		浄化槽維持管理補助	43
		可燃ごみ処理対策事業	44
		不燃ごみ処理対策事業	45
		分別ごみ処理対策事業	46
		不法投棄対策事業	47
		し尿処理対策事業	48
		消防防災体制確保対策事業	49
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 児童福祉施設		
	保育所		
		保育園建設事業	50
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター		
		総合保健施設改修事業	51
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業		
		社会福祉協議会活動助成事業	52
7 医療の確保	(1) 診療施設		
	診療所		
		医療機器整備	53
		医療システム等更新事業	54
		往診用自動車更新事業	55
		診療所改修事業	56
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業		
		医師確保対策事業	57
		理学療法推進事業	58
		専門医確保対策事業	59
		当番医制維持確保事業	60
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設		
	校舎		
		学校教育施設整備事業	61
	屋内運動場		
		学校教育施設整備事業	62
	スクールバス・ポート		
		スクールバス更新事業	63
	その他		
		屋外運動場整備事業	64
	(3) 集会施設、体育施設等		
	集会施設		
		集会研修施設の改修	65
		図書施設整備事業	66
		コミュニティセンター整備事業	67
	体育施設		
		体育施設改修事業	68
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業		
		スクールバス運行事業	69
		舟屋群等保存対策事業	70
		文化財保存修理事業	71
		伝統的建造物群保存事業	72
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等		
	地域文化振興施設		
		地域文化保存伝承施設(空き家買取、復原、公開施設整備)	73
		地域文化保存伝承施設(現有施設改修整備)	74
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
		舟屋群等保存対策事業	75
		文化財保存修理事業	76
		伝統的建造物群保存事業	77

事業実施位置図 事業名・番号表

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業 内容	番号
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(1) 再生可能エネルギー活用地域振興事業		
		EV充電拠点整備事業	78
		大規模発電施設	79